資料５-５

厚生労働省委託（平成23年度手話通訳者等派遣支援事業）

「災害時の視覚障害者 支 援 者マニュアル」
「災害時の視覚障害者 支援体制マニュアル」

視覚障害者の理解 及び 災害に関する知識のための

＊＊＊＊＊＊＊　参 考 資 料　＊＊＊＊＊＊

東日本大震災のような大災害が起こったとき、日頃の避難訓練や、家族との打ち合わせがしっかりできていた人たちが、命拾いをしていたということが、様々な調査で明らかになっています。

一方、私たちの暮らすそれぞれの地域には、様々なハンディを持った方々が多数おられます。それらの方々も、地域の避難計画の中にしっかりと位置づけられているかどうか、高齢化が進んでいく中では共通した大きな課題です。

そのためには、日頃から、視覚障害というものを正しく理解しておくことが、とても大切です。また、二つの大震災での対応の比較及び災害全般についての資料を含めて、この「参考資料」を作成いたしました。

視覚障害者についての正しい理解と大災害への備えに結びつくことを願っています。

参考資料 目次

Ⅰ　視覚障害について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1　視覚障害とは？ ・・・ 1
（１）視覚とは　1
（２）視覚障害者の範囲　2
（３）全盲とロービジョン（弱視）　4
2　幼少時期からの視覚障害者と中途視覚障害者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（１）幼少時期からと中途から、の大きな違い　12
（２）幼少時期からの視覚障害者の特徴　13
（３）中途視覚障害者の特徴　14
3　視覚障害者のリハビリテーション ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（１）視覚障害リハビリテーションとは　16
（２）視覚障害リハビリテーションの内容　17
（３）視覚障害リハビリテーションの体制　20
4　視覚障害の現状 ・・ 22
（１）視覚障害児者の人数と年齢構成　22
（２）視覚障害者の居住形態　23
（３）視覚障害者の存在の把握　23
（４）「視覚障害について知る」必要性　24
5　盲ろうの理解と支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（１）盲ろうとは　26
（２）盲ろうの人の困難さ、不便さ　27
（３）盲ろうの人のコミュニケーション、情報獲得、通訳　28
（４）支援機器・技術　29
（５）盲ろう者通訳介助員派遣事業　30
（６）盲ろうの人との接し方，支援　31
（７）災害時の支援　31
6　情報の受発信に関する実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
（１）視覚障害者と点字　33
（２）着実に増加する音声資料　34
（３）視覚障害者の情報関連機器・用具とネットワーク　35
（４）日常生活にも、被災者にも必要な読み書きの支援　37

Ⅱ　災害規模と地域による違いの特徴　…………………………　41
1　東日本大震災と阪神淡路大震災　………………………………………　41
（1）地震の規模・被害　41
（2）阪神淡路大震災の被害　41
（3）東日本大震災の被害　42
2　東日本大震災と阪神淡路大震災の視覚障害者支援　……………………　43
（1）阪神淡路大震災の支援　43
（2）東日本大震災の支援　45
（3）東日本大震災と阪神淡路大震災の比較から　47
3　風水害について　……………………………………………………　48
（1）状況を把握できないことの困難　48
（2）地理変化の危険　48

Ⅲ　視覚障害者に必要な災害に関する情報や知識　………………　50
1　災害前の準備　………………………………………………………　50
（1）ご近所といっしょに逃げる！　50
（2）非常持ち出し品の準備　51
（3）住居の耐震への備え　54
（4）火災予防　58
（5）水害予防　61
（6）津波災害　62
（7）台風・竜巻（突風）災害予防　62
（8）土砂災害予防　62
（9）避難場所及び避難経路と移動手段　63
（10）情報の取得　63
（11）要援護者登録と個人情報　65
2　災害勃発直後　………………………………………………………　66
（1）発生直前　66
（2）発生したら　67　　＊ 災害伝言ダイヤル（ＮＴＴ）　69
3　外出時の被災、帰宅困難　…………………………………………　70
4　避難所での必要な支援を受けるには　……………………………　73
5　自宅・仮設住宅などで支援を受けるには　…………………………　75
6　短期支援と長期支援　………………………………………………　78
（1）発災～一か月以内　78
（2）1カ月～数か月 80
（3）特に避難期間で注意したいこと　80

＊ 防災関連資料　83
＊ 連絡先・非常持ち出しチェック表　84

Ⅰ　視覚障害について

１　視覚障害とは？

（１）視覚とは

視覚障害について理解を深めるためには、まず「視覚」について理解しておく必要があります。

人間は、自分の外の状況を、視覚･聴覚･触覚･皮膚感覚などの感覚器官を通して得て、その情報に基づいて、手を伸ばして食べ物を取ったり、行きたいところに歩いて行ったりできるのです。「視覚」から取り入れられる情報量は、全情報量の８割以上と言われており、情報入手のために大変に重要な役割を果たしているわけです。

ａ．視覚の３要素

視覚は、視力・視野・色覚の三つの要素から成り立っています。

視力は、遠くにあるもの・近くにあるものの形を見分ける能力のことで、視野とは、私たちがものを見ることができる範囲のことです。また色覚とは、ものの色を見分ける能力のことです。

視覚障害とは、原因の如何にかかわらず、これら三つの要素の一つあるいはいくつかが障害され、日常生活に支障をきたす状態のことをいいます。視覚障害者は、それら視覚障害を有する人のこといいます。

ｂ．視覚障害者の「情報の活用」には大きな個人差

視覚は、外界からの情報を入手するもっとも便利な機関で、「一目瞭然」という言葉が示すように、見ることによって、周りで行われていることの位置関係や情景を大づかみに理解することができます。

視覚障害者は、この視覚からの情報が全く入手できないか、入手が非常に制限されます。その情報量の不足を、聴覚・触覚・嗅覚など視覚以外の感覚を使って補うことができますが、聴覚は瞬間的な情報であり、触覚は手の届く範囲は限られていて触れた狭い部分の情報しか入手できないために、触っていても、全体の中のどのような位置にあり、どのような役割を果たすものかを理解することが困難なのです。

そこで、言葉による丁寧な説明が必要であり、聴覚と触覚などで得られた情報を組み合わせ、さらにその情報と言葉による説明とを組み合わせて整理分析する高い能力が必要です。そのため、視覚障害者は、それまでに受けてきた教育、経験、そして障害をいつ受けたかにより、視覚以外の感覚から得られた情報をどのように活用できるかの能力に大きな個人差を生じるのです。

この情報処理能力の「個人差の大きいこと」が視覚障害者の特性の一つです。

（２）視覚障害者の範囲

ａ．法律で規定された視覚障害者の範囲

一般の方たちは、視覚障害者というと、全然見えていない人をイメージしますが、視覚障害があることによって、日常生活に何らかの支障をきたす方たちの中には、視覚からの情報を生活の中で利用できる方（ロービジョン、弱視）も沢山います。

視覚障害があるために日常生活に困難をきたす方たちのために、その困難を軽減する様々なサービスを受けられるように、我が国では身体障害者手帳というものを交付しています。身体障害者手帳では、最重度の１級（両眼の視力の和が0.01以下のもの）から、比較的障害が軽いとみなされている６級（一眼の矯正視力が0.02以下、他眼の矯正視力が0.6以下のもので、両眼の矯正視力の和が0.2を超えるもの）までの幅があり、この範囲の障害を持っている方たちを我が国では、視覚障害者であると法的に規定しています。

厚生労働省の2006年の身体障害者実態調査では、視覚障害者の数は約３１万人と推計されています。

表１　視覚障害程度等級表及び障害者数（厚労省平成18年度障害者実態調査）

等級	視力・視野	人（%）
１種１級	①両眼の視力の和（合計）が0.01以下	110千(35.5)
１種２級	①両眼の視力の和（合計）が0.02以上0.04以下 ②両眼の視野がそれぞれ10度以内で、 かつ両眼による視野について視能率による 損失率が95%以上	82　(26.5)
１種３級	①両眼の視力の和（合計）が0.05以上0.08以下 ②両眼の視野がそれぞれ10度以内で、 かつ両眼による視野について視能率による 損失率が90%以上	19　(　6.1)
１種４級	①両眼の視力の和（合計）が0.09以上0.12以下	29　(　9.4)
２種４級	①両眼の視野がそれぞれ10度以内	
２種５級	①両眼の視力の和（合計）が0.13以上0.2以下 ②両眼の視野の二分の一以上が欠けている	32　(10.3)
２種６級	①片目の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下で、両眼の視力の和（合計）が0.2を越える	26　(　8.4)
	合計	310　(100)

（注）「視力」は矯正視力

表２　視覚障害者数の推移（厚生(労働)省障害者実態調査）

年	視覚障害		身障総数	
1951	121千人	23.6%	512千人	
1955	179	22.8	785	
1960	202	24.4	829	
1965	234	22.3	1048	
1970	250	19.0	1314	(内部障害追加。以降､疾患範囲拡大)
1980	336	17.0	1977	
1987	307	12.7	2413	
1991	353	13.0	2722	
1996	305	10.4	2933	
2001	301	9.3	3245	
2006	310	8.9	3483	(内部障害107万人に)

（注）1980年以降の変動が大きい理由は、1970年までは個別全数調査で、
それ以降はサンプル調査、低い回収率と居住地域の偏在などによると推察。

ｂ．身障手帳を所持していない「見えない・見えにくい」人たち

＊ 視覚障害者の潜在的な数

長年視覚障害者の相談や支援に関わっている医療・福祉の専門家は、視覚障害があるために日常生活上困っている人の数は、手帳所持者の数の５倍から１０倍ほどいるのではないかという感覚を持ってきました。

そのように考える原因の第一は、身体障害者手帳を受けると､様々な福祉サービスを受けられるということを知らない視覚障害者が結構いるということ。第二の理由は、手帳取得の基準が厳しすぎるということででした。第三の理由は、たとえば、６５歳以上の高齢者で介護保険の対象になっている方は、福祉サービスを介護保険制度で受けるので､視覚障害のために日常生活に困っていても、視覚障害の手帳を取らないというように､他の制度で福祉サービスを受けられる方たちは､視覚障害者として手帳を取得しないということです。そこで、視覚障害者の数は､手帳所持者の数の５倍から10倍程度ではないかと言う予想をしてきた関係者は多くいました。

ただ、これは､視覚障害者の支援に携わっている方たちの経験的な実感であっても、残念ながら医学的・社会学的な実証がなされていないものでした。

＊ 日本眼科医会の視覚障害者推計数

身体障害者福祉法の定義における視覚障害者の数が少なすぎると言うことに対して、いろいろな統計的資料を分析し、わが国の視覚障害者の数を推計しようと試みたのが「日本眼科医会」に属する研究者でした。

日本眼科医会が視覚障害範囲の定義として用いたのは、アメリカが使用している定義で、このアメリカの定義は､世界保健機構（ＷＨＯ）が世界の視覚障害者の数を把握して､それに対する対策を立てるための統一的な基準として作成したものを基礎としてつくられています。アメリカの視覚障害の範囲は､以下の通りです。

良い方の眼の視力が ０.５以下 ０.１までをロービジョン（弱視）

良い方の眼の視力が ０.１以下を社会的失明

上記定義を使用し、わが国の眼疾患有病率、様々な統計資料を分析し、

わが国の視覚障害者数総数　　１６３万７千人

内　社会的失明者　　１８万８千人

ロービジョン者（弱視）　１４４万９千人

としています。

ロービジョンと社会的失明の定義、また統計資料を駆使しての分析法などについては、まだまだ議論の余地が多いようですが、この数値は、現実に視覚障害者の支援に携わっている人たちには、視覚障害者で日常生活に困っている方たちの実態に近いのではないかととらえられています。

この対策マニュアルは､視覚障害者手帳を持っている方たちを念頭において書かれていますが、視覚障害のために日常生活上支障をきたしている方たちは、手帳所持者として登録されている人たち以外にも､沢山おられるということを認識していただきたいと思います。

＊ **日本眼科医会研究班の研究**　詳しい内容は、以下参照

［2009年11月15日］視覚障害がもたらす社会損失額、8.8兆円!! ～視覚障害から生じる生産性やQOLの低下を、初めて試算～(日本眼科医会報道用資料より)

アドレス　http://www.gankaikai.or.jp/info/20091115_socialcost.pdf

（３）全盲とロービジョン（弱視）

ａ．全盲とロービジョンということば

一般の方にはあまり認識されていないのですが、明るいか暗いかなどの眼からの情報が本当にわずかでも利用できるかどうかで、人間の発達や、行動にとても大きな影響を及ぼします。そこで、視覚障害の範囲に入る方たちの中でも、日常生活を送るために視覚からの情報を全然利用できない方を全盲といい、視覚からの情報をある程度生活に利用することができる状態をロービジョン（弱視）と区別して、それぞれの障害程度に応じた支援の仕方を考える必要があります。

全盲とロービジョン（弱視）について、定義をもう一度整理しておきます。

全盲とは、日常生活を送る上で、視覚からの情報を全く利用できない、あるいは全く使わない状態

ロービジョン（弱視）とは、「成長･発達あるいは日常生活･社会生活に何らかの支障をきたす視機能、あるいは視覚」（日本学術会議臨床医学委員会感覚器分科会2008)、すなわち、保有視覚があるかどうかということではなくて、それを実際日常生活に使わないのが全盲、使うのがロービジョン（弱視）と考えています。

こんな定義付けが、なぜ視覚障害者を理解するために必要かについて、以下に具体的に説明します。

なお、視覚障害者に対して、目の見える人を「晴眼者」と言います。

ｂ．全盲

＊ 全盲の見え方

全盲（全然見えない状態）については、みなさんは比較的想像しやすいと思っているのではないかと思います。つまり、みなさんが真っ暗な部屋に入って何も見えない状態とか、目隠しをした状態などと同じだと思っているのではないでしょうか。ふつうに目の見える人が突然真っ暗なところに置かれたら、ひどく不安な気持ちになり、「自分は何もできない」というとても強い無力感におそわれるはずです。これが全盲の人の状態だとまだまだ一般には考えられているようで、このことが「盲人は何もできない人だ」という偏見の元になっているとしたらとても残念です。確かに、目の見える人が急に失明した場合はそのような状態になります。でも、視覚障害の状態に慣れている人はそうではありません。

ある全盲の一人は、「見えなくなったんじゃなくて、見るということを全然意識していないんだよ」と言っていました。先天的に、あるいは４～５歳までに失明した全盲の人たちは、見るということそれ自体を意識していません。その代わりに、聴覚・触覚・嗅覚などからの情報を巧みに組み合わせて、昼と夜の違い、季節感、部屋の広さなどの空間認知など、多くの情報を得ているのです。

人間は大きな余力と学習能力を備えた脳をもっています。目からの情報が全く入らなくても、他の感覚器官からの情報を使って、自分を取り巻く世界を感じることができます。それが幼いときに失明した全盲の人たちの世界で、ふつうに見えている人たちが、一時的に目隠しなどして見えなくなったときに感じる世界とは、大きな違いがあることを理解しておく必要があります。

＊ 全盲の人にとっての他の感覚

聴覚：聴覚は、音によって遠くの出来事を知るための感覚です。全盲の人は、日常生活に必要な情報のほとんどを聴覚から得ています。外出時、車のエンジン音で、その車の種類や大きさを想像したり、自分の足音や白い杖をつくときに出る反響音でまわりの空間の様子を知ったりします。もちろん、駅のアナウンスやラジオなどは、たいへん重要な情報源になります。

触覚：皮膚の感覚をとおして外部の情報を得ることができる感覚で、視覚障害者の読書手段「点字」は、この触覚を利用したものです。点字は、直径１㎜の点が

縦３行、横２列に並んだ、小さな図形の組み合わせですが、触覚を鍛えると、このような小さな図形を区別することもできるようになります。その他、点字ブロックなどで想像してほしいのですが、足の裏をとおして伝わってくる地面の感触も、歩くときの重要な情報源になります。

嗅覚：パン屋、喫茶店、果物屋のにおいは、歩いているときにまわりの様子を知るための重要な手がかりになります。

全盲の人たちは、「カンがいい」とよく言われますが、そのカンの中身は、視覚障害をもたない人間ならばあまり意識しない、視覚以外の感覚からの情報をフルに活用しているということなのです。

＊ 未知の場面での全盲者

上記のように、幼い頃から全盲である人たちは、他の感覚を駆使して、視覚からの情報が得られない部分を補っています。でも、情報量で言うと、視覚からの情報は聴覚ですら100分の１であり、触覚からの情報はさらに少なく、今自分のおかれている状況を一瞬にして理解できるものではありません。

全盲の人が、自宅など慣れた環境の中では、まるで見えているように行動できるのは、視覚以外の感覚から得られた様々な情報を整理して記憶し、それを手がかりとして行動しているからなのです。

未知の環境では、このような手段は役に立たないので、全盲者は、一人では何もできない状態に陥ります。特に突発的な災害や、それに伴う新しい環境の中では、驚くほど多くの手助けを受けなければ生きていけません。

新しい環境、日々変化してしまう環境の中では、常に情報を補償し、ガイドするシステムが必要です。

ｃ．ロービジョン（弱視）

ロービジョン（弱視）とは、「成長･発達あるいは日常生活･社会生活に何らかの支障をきたす視機能、あるいは視覚」のこと、すなわち、眼鏡など補助具を使って矯正しても（矯正視力）視覚からの情報入手ができるけれども、非常に制限されている状態の見え方のことです。

先に述べたように、障害されている状態によって、身体障害者手帳１級から６級までに分けられています。ロービジョン（弱視）の人たちが、どんなふうに、ものが見えているのか、見えていないのかを一口でいうことは不可能です。また、身体障害者手帳の等級が同じレベルでも、その見え方は、千差万別です。なぜ、そのように見え方がまちまちになるかというと、それは、どんな原因によってロービジョン（弱視）になったか、すなわち、視覚の３要素が、どのように障害されたかによって、千差万別の見え方になるからです。

＊ ロービジョン者（弱視者）の見え方の例示

図１　平均的で正常な視力での見え方

図２　視力０．１程度の見え方

図３　視力０．０４程度の見え方

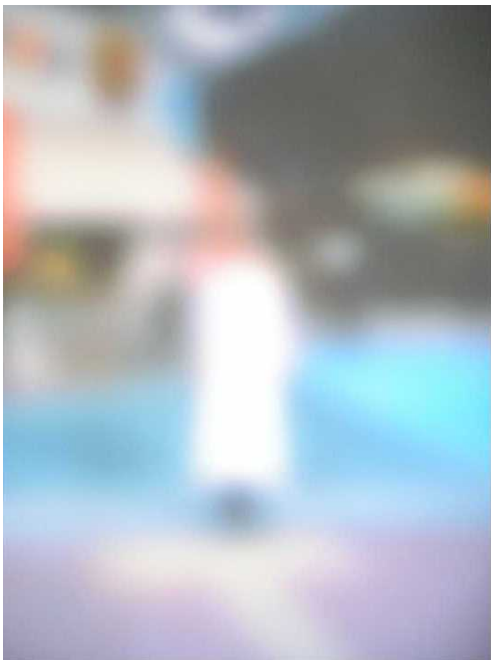

図４　視力０．０１程度の見え方

一般には、視力０.０１は、ほとんど全盲に近い状態といわれていますが、全く見えないのとは違って、図４をよく見ると、ぼんやりではあっても役立つ視覚情報がたくさんあることを、みなさんには認識しておいてもらいたいと思います。

図５　視野２０度程度の見え方

図６　視野１０度程度の見え方

網膜色素変性症などによって、視野が障害された場合は、図５や図６のように、非常に狭い範囲しか見えなくなります。

図５と図６はシミュレーションで、周りを黒くしていますが、視野障害のある方は、この見えている部分がすべてであって、境目などがあるわけではありません。そのため、周辺視野の障害が、相当に進まないと、視野が狭くなっていることに気づかない場合がほとんどです。

また、見えている部分の視力が正常の場合には、たとえば文庫本の小さな文字などは、この視野の中に入れば読むことができますが、足下は顔を下に向けたままでないとほとんど見えないので、歩くことなども困難になります。

図７　中心暗点の見え方

図７のような見え方は、黄斑変性症などでよく起こる現象で、中心暗点といいます。網膜の中心は、ものを見分けるのに一番敏感な所ですが、そこの細胞がおかされてしまうものです。

これはあくまでもシミュレーションなので、このように表していますが、当事者の方に伺うと、黒く見えているのではなくて、この部分には、何もない、この部分がすっぽり抜けてしまっているように見えるということのようです。

中心暗点の人は、視力が一番出る部分を犯されているので、小さな文字の読み書きなどの情報入手には不自由しますが、足下や周りの状態は分かるので、歩くことや、自転車に乗って移動することなどができる場合もあります。

このように、ロービジョン（弱視）になる原因によって、見え方は様々で、しかも原因が重なっている場合もあり、見え方は、１００人１００通りというしか表現できない状態です。

また、一人一人の症状が違いますので、ロービジョンという障害のある人たちは、なかなか理解されにくく、世間から誤解をされることの多い存在なのです。

＊ ロービジョン者（弱視者）の実例

① ０.０１の視力しかない私の知り合いが、角膜の病気が進んで全盲に近い状態になったので、角膜移植手術を受けることにしたのですが、「どうせほとんど見えないのだから同じではないか、なんで手術なんか」という批判めいた声が聞こえてきました。

② 視力０.０１であった友人が失明しました。本人は一人で外出もできなくなり、仕事にも支障がでたので、なんとか少しでもよくならないか、と必死で眼科医に相談しましたところ、「どっちにしても障害等級は変わらないし」と、とても冷淡に扱われたそうです。

③ ふつうの字を読むことも、色を区別することもできない（全色盲）私の盲学校時代の友人の趣味は、なんと天体望遠鏡で夜の星空を眺めることで、寄宿舎の屋上に望遠鏡を備え付けて、毎日徹夜で星を見て楽しんでいました。

視覚障害の中のロービジョン(弱視)という概念は、きっとあまりに広すぎるのかもしれません。概していえることは、どんなに視機能の効率が悪くても、ほんの少しでも見えていると、ロービジョン者(弱視者）は、その視覚の機能にフルに頼って生活しているということです。視覚障害といっても、全盲の世界とロービジョン(弱視)の世界とでは驚くほど大きな差があるのです。言い換えれば、視覚という情報入手手段は、たとえその機能がきわめて低下していても、それほど便利なものということになります。

特に幼い頃からのロービジョン者(弱視者)が、そのほんのわずかの視力を失ったときに受ける心理的ショックや生活上の支障は、人生の半ばで視覚障害となった、中途視覚障害者のそれに匹敵するほど大きなものであることを、みなさんにはぜひ理解しておいていただきたいと思います。

＊ ロービジョンのデメリットについて

視覚というのは､とても便利な情報収集の道具ということを、今まで強調してきました。確かにほんのわずかでも見えていることは、私たちが生活していく上で、大きな助けになります。その反面、私たちの生活に支障をきたすこともあります。

＊ まぶしさ（羞明 しゅうめい）

原因の如何を問わず、多くのロービジョン者は、「まぶしさ」で悩まされています。網膜色素変性症などの原因でロービジョンになった人は、特にまぶしさに弱いです。晴天のとき、照明があまりにも明るすぎるとき、周囲の壁の色が真っ白なときなどは、周りが真っ白にみえ、段差なども区別できなくなります。ロービジョン（弱視）の人は、とにかく明るいところが良いというような誤解もありますが、それは大きな間違いです。

＊ 夜は見えにくい（夜盲）

光が多すぎるとまぶしくて歩けないということを説明しましたが、全体に光が弱くなる夜は、ほとんどのロービジョン者がやはり見えづらくなり、行動できなくなります。

原子力発電所の事故の後、「節電」が要請され、駅の構内や、公共の建物など、あらゆる所の照明が暗くなっています。こういう所は、夜間と同じように、ロービジョン者にとっては、とても危険です。

ロービジョンの人たちは、見えにくいけれど、その中で使える視覚的な手がかりを自分なりに見つけて生活しているのですが、上記のまぶしさや暗さは、見える手がかりを激減させてしまいます。また、慣れた環境の中では、眼からの少ない情報をフルに利用できるのですが、急にその環境が激変すると、今まで手がかりとしていた物が利用できなくなりますから、動きが取れない状態に陥ります。

災害時は、環境の激変が起こります。今まで、一人で歩けていた人も、見えている方の助けを借りなければ、避難することは不可能になります。

状況によって、ロービジョン者の見え方は変わり、その障害が重くなるということを理解しておいて欲しいと思います。

＊ 言葉の説明　弱視とロービジョン

１０年ほど前までは、見えにくくて生活に支障をきたす状態のことを、「弱視」と表現していました。今、福祉や視覚リハビリテーションの世界では、「弱視」という言葉を使わずに、「ロービジョン」という言葉を使うようになって来ています。

実は、「弱視」という言葉は、眼科医などが使うときには、特に眼疾患がなくても視機能の発達が損なわれていることによって眼が見えにくくなっている状態のことを指し、眼疾患などはっきりした原因で見えにくい人たちのことは、「弱視」とはいわないのです。

教育の場で「弱視」という言葉を使うときは、見えにくいため学習上に配慮が必要な児童･生徒の「目の状態」のことを指しています。

そして、福祉やリハビリテーションの人たちが「弱視」という言葉を使うときは、「眼鏡などかけて矯正しても見えにくいために、日常生活に支障をきたしている、あらゆる見えにくい人たちの「目の状態」をいいます。

こんな風に、専門分野によって、「弱視」という言葉が表す意味が違うと、見えにくいために日常生活に困っている方たちの対策について、医療･教育･福祉の専門家が集まって考えるときに、まともな議論ができないことになります。

そこで、現在は、「原因の如何を問わず、眼鏡などで矯正しても見えにくくて、日常生活に支障をきたす人のこと」を「ロービジョン」というようにしています。そこで、このマニュアルでも「ロービジョン」という言葉を使用しています。

下記は、通常の見え方と、まぶしさを感じたときの見え方の比較です。

図８　通常の見え方

図９　まぶしさを伴う見え方

2　幼少時期からの視覚障害者と中途視覚障害者

（1）幼少時期からと中途から、の大きな違い

この「参考資料」の「（3）全盲とロービジョン（弱視）」（p-4-）を読んでいただいて、同じ視覚障害者でも、全盲とロービジョンとでは、何に困るのか､どんな助けが必要かが大きく異なるということを理解していただけたことと思います。

実は、視覚障害にどの時期、どの年齢でなったかによっても、何に困るのか､どのように困るのかがとても大きく違うのが､視覚障害という障害の大きな特徴でもあります。そこで、幼少時期からの視覚障害と中途視覚障害の違いについて説明します。

近年増加してきている中高年以降からの中途視覚障害者は､「たいへん便利な視覚に頼る生活」を何十年もしてきただけに、情報量の非常に少ない「音と触覚を中心にした不自由な状態」を受け入れることがなかなかできず、深刻な状況に置かれています。

視覚障害になった時期によって､ごく大まかに言えば次のような傾向があります。

＊ 中途視覚障害者となった年齢と障害受容・日常生活対応の概略の傾向

障害者となった年齢	障害の受容	日常生活への対応
１０歳程度まで	かなり自然に受け入れ	全盲にも対応
２０歳程度まで	抵抗感を持って受け入れ	何とか努力して対応
４０歳程度まで	受け入れには相当な努力	対応が不十分な人が増加
６０歳程度まで	受け入れかなり困難に	対応が相当困難な人が増加
６０歳程度以上	受け入れないままも増加	対応できない人が増加

もちろん、一人一人の障害の受容及び日常生活にどこまで対応できるか、についてはそれぞれの環境も大きく異なりますので、個人差が非常に大きく、低年齢からでもなかなか受け止められない人や、高年齢でもかなり早くから立ち直ってパソコンや点字も使いこなされる方もおられたりしますので、個別に状況を把握して対応することが必要です。

＊ 幼少時期からの視覚障害と中途視覚障害の定義

「幼少時期からの視覚障害」は障害を負った時期が｢いつまで｣か、「中途視覚障害」は｢いつから以後｣を言うかについて学問的に確立した定義はまだありません。

一般的には、ものを見た経験の記憶と、ものが見られることで行動を行った経験が記憶にあまり残っていない年齢、つまり、おおむね学齢前に全盲あるいはロービジョンになれば先天的な障害とほぼ変わらないことが知られています。さらに、10歳程度までに視覚障害となった場合も傾向は大きくは変わらず、幼少時期からの視覚障害とほぼ同様として対応することが多いとされています。

これに対して､中途視覚障害者は概ね10歳程度以上ですが、障害受容と生活対応の困難さが特に顕著となる成人以降に視覚障害となった場合を指すこともあります。

幼少時期からの視覚障害者という分類の中にも全盲とロービジョンがあり、中途視覚障害者も同様に全盲とロービジョンという二つの分類があります。

視覚障害者の種類は この大まかな４種類のどれに属するかで、それぞれどんな困り方をするのか､どのような助けが必要かということに大きな違いがあります。

（２）幼少時期からの視覚障害者の特徴

幼少時期からの視覚障害者もまた、全盲者とロービジョン者に分類され､それぞれ違う発達上の特性を持っていますが、概して言えることは、正しい子育てがなされ、教育を受けることができれば、子どもから大人への発達の道筋は、視覚障害のない方と同じだということです。すなわち、大きなハンディを負いながらも、成長と共にできることは増していき、自立して生きていけるようになるということです。

ａ．幼少時期からの全盲者

「見えなくなったんじゃなくて、見るということを全然意識していないんだよ」と、幼少時期からの全盲の人が言っていました。幼いときに失明した全盲の人たちは、見るということそれ自体を意識していません。その代わりに、聴覚・触覚や皮膚感覚・嗅覚などからの情報を巧みに組み合わせて、昼と夜の違い、季節感、部屋の広さなどの空間認知など、多くの情報を得ているのです。「全盲の人は勘が良い、まるで見えているみたい」というような行動ができるのは、幼い頃からの自然の学習により、得られた能力のたまものなのです。

人間は大きな余力と学習能力を備えた脳をもっています。視覚からの情報が全く入らなくても、他の感覚器官からの情報を使って、自分を取り巻く世界から必要な情報を取ることができるようになります。それが幼いときからの全盲の人たちの特徴です。

しかし、視覚からの情報が幼い頃から全然入らないということは、周りの世界を見て学ぶことができないということで、その発達に及ぼすハンディは計り知れないものがあります。それでも、幼い頃からの全盲の方たちが､自立した大人になっていけるのは、視覚からの刺激を補う､様々に工夫された両親の子育ての仕方と、早期教育などの社会システムがしっかりしていることが前提となります。

ｂ．幼少時期からのロービジョン者

生まれつき、あるいは幼い頃からのロービジョン者は、制限はありますが､視覚からの情報を生かしながら成長して行きます。また、視覚からの情報の足りない部分は､聴覚、触覚などの他の感覚が補うことは、幼少期からの全盲の方たちの場合と同じです。正しい子育てと早期からの教育を受けることができれば、年齢を重ねると共に、できることが増えて､大人への道筋を順調にたどって行くことができます。

（３）中途視覚障害者の特徴

ａ．中途失明（全盲）者について

中途視覚障害者というカテゴリーの中にも、全盲とロービジョンという違いがありますが、まず、分かりやすいように、全盲になった中途視覚障害者のことを説明したいと思います。

＊ 視覚を中心に生活してきた人たちの失明

幼いころに全盲になった人たちは、視覚という感覚を使わないで生活する能力を獲得していて、適切な教育と支援を受ければ、身につけた能力を活用して、自立した大人になっていくことができるということを説明しました。しかし、情報入手手段として視覚を使うことが当たり前の生活をして来た人たちが､いきなり失明すると、一時的に何もできない状態に陥り、強い絶望感と無力感を味わいます。

バイクの事故で、１９歳で失明した人は､「失明したすぐあと、クリームパンとイチゴパンを買ってきてもらって食べたんだけど、どちらもただ甘ったるい味がするだけで、どっちがイチゴかクリームか区別がつかなかったんだ。パンの中に挟んであるものの色が見えないと、味もみんな同じに思えて、何を食べてもちっともおいしくなかった」と言っていました。

＊ たいへん便利だった視覚がなくなる！

視覚は、われわれが生きていくのに必要な外界からの情報の８割から９割を提供する感覚で、人間にとってあまりにも便利な情報収集器官なのです。そのため、晴眼者は視覚からの情報に頼り切り、他の感覚器官から得た情報すら、視覚で補って確認してから確実な情報として認識するほどなのです。この「絶対的な感覚であった視覚」を急に失うと、他のそれぞれの感覚器から入ってくる情報はバラバラになってしまい、信頼がおけなくなったと感じてしまいます。こうなると心理的にひどく不安定な状態になります。行く手にどんな危険があるか分からないので歩けない、文字は読めない、一人で食事もできない、当然勉強も仕事も趣味もできない､「見えなければ何もできない」と、強い絶望感におそわれて、多くの中途失明者は一度は自殺を考えるほどです。

通常私たちは、視覚に頼り切って生きていますから､「見えなくなる＝何もできなくなる」と考えています。中途失明した当事者も家族も､「見えなくなると何もできない」と思い込んでいますから、見えなくなったことに対するショックは想像以上です。

＊ 幼少時期失明との大きな違い

幼少時期からと中途の視覚障害者の上記のような違いは、わが国では一部の専門家の間でしか理解されていません。そのために、幼少時期からきちんと教育等を受けた視覚障害者に出会った方たちは､「視覚障害者は まるで見えているかのように行動するし、すごく勘も良い」と考えます。中途で視覚障害になった方に出会った人たちは､「視覚障害者は一人では何もできない人」と思うということになり、

視覚障害者といっても、そのイメージは ばらばらのものになって、理解されにくいということがあります。

ｂ．中途ロービジョン者について

基本的には､中途失明者と同様のショックを受けますが、特に視力低下が進行するような原因でロービジョンになった方たちは､「今ある視力がさらに落ちて､失明するのではないか」「いつ失明してしまうか」という､絶え間ない恐怖に似た感情におそわれ続けるということが、中途失明者とは違った問題点となり、立ち直りを阻害する原因となります。

網膜色素変性症などの進行性の難病でロービジョンになった方は､「紫外線に当たると病気が悪くなる」と思い込んで外出もさけて､カーテンを引いた暗い部屋に閉じこもっているなどの例もあり、ただ一途に、医学が進歩して回復できるようになるまで見えなくなることを避けるために生きているような、悲惨な生活を送っている方もおられます。

また、相当に使える視力が残っていても､「失われた部分」に強くこだわる傾向があり、たとえば、今まで運動感覚で行えていた、包丁で野菜を切るとか皮をむくとかいう作業も、すべて眼が見えにくくなったのでできないと思い込むようなこともあります。

失明を恐れて生きる生き方や、失われた部分にのみこだわる考え方は、見えにくくなったことから起こるショックと不安によるもので、中途ロービジョン者に現れる問題点と言えます。

ｃ．中途視覚障害者の持っている“財産”

同じ視覚障害のある方たちでも､幼い頃からの視覚障害者と人生の途中で視覚障害となった方たちでは、大きく違うことを説明してきました。幼い頃からの視覚障害者は、視覚を使わない あるいは制限のある視覚を他の感覚で補いながら生きていくすべを学び発達していくのに対して、中途視覚障害者は、視覚の喪失により絶望感を味わい､「何もできない人、依存的な人」になってしまうと述べてきました。

確かに､人生の途上で視覚障害になった方の受けるショックとその困難さははかり知れませんが、実は視覚障害になるまでに生きてきた その人生の中で多くの経験をして社会で役割を果たし、多くの有用な人間関係をはぐくんできています。

中途視覚障害の人たちが､「視覚がなくても」「見えにくくなっても」生きていけるということに気づいて自信を取り戻したとき、見えていたときに培ってきた様々な経験が すばらしい力となります。

現在、我が国で視覚障害になる原因のワースト５は、網膜色素変性症、緑内障、糖尿病網膜症、黄斑変性症など、中高年期に見えない・見えづらい状態になる疾患で、中途視覚障害者が全視覚障害者の多くを占めてきています。

そのため、この中途視覚障害者に対するリハビリテーションというものの重要性が､とても高まっています。

3　視覚障害者のリハビリテーション

（1）視覚障害リハビリテーションとは

a．リハビリテーションという言葉

「リハビリテーション」という言葉は、一般には「脊髄損傷や脳卒中などでマヒが起こった人たちの手足の機能回復訓練」という狭い範囲のみで理解されているので、「視覚障害リハビリテーション」という言葉は、まだまだ一般に普及していません。そこで、まず言葉の意味から説明しておきます。

リハビリテーションの語源はラテン語で「再び適した状態になること」「本来あるべき状態になること」の意味で、現在では、様々な原因で障害を負った人たちを、「再び生き生きと生きられる状態」にするための、あらゆる社会的な営みやシステムを指します。

我が国では、一時、訓練を受ければ経済的な自立ができる障害者だけがリハビリテーションの対象であると考えられていましたが、現在では､経済的自立を目的とするものではなくて、一人一人の障害者の生活の質「クオリティー・オブ・ライフ」を向上させることを目的とする、非常に広い範囲の営みのことを表しています。

b．視覚障害者のリハビリテーションの目的

「（3）中途視覚障害者の特徴」(p-14-）で書きましたように、普段視覚という情報収集器官に頼り切って生きている人たちが 急に視覚を失ったり 見えにくい状態に陥ると、「自分は もう一人では生きていけない」と思い込み、すっかり自信をなくし、無気力な状態に陥ってしまいます。支援する家族や周りの方たちも同様に、「この人は一人で生きてはいけない」と思ってしまいます。

視覚障害リハビリテーションの第一の目標は、見えなくとも 見えにくい状態であっても、視覚以外の感覚を駆使して様々な補助的な道具を使い、社会福祉サービスを利用することによって「生きていける」ということを本人や家族に自覚してもらい、自信を取り戻してもらうことです。幼少時期からの視覚障害者であっても、それまでに経験してきた中では学習していなかったり気づいていなくて、生活をより豊かに向上できることがかなりあったりします。

それは､とても小さなことからスタートできます。たとえば、ソファーの背の部分と前の腰掛ける部分をきちんと視覚障害者に触ってもらったら、どの方向を向いて座ればよいかを本人が判断することができます。そういう中で、「あ、見えなくとも このように工夫して行けば生きられる」と本人が思うことができれば、それが絶望からの立ち直りの第一歩となります。

もちろん、日常生活の動作や白杖を使っての歩行などが一人で上手くできるようになることは重要なことですが、見えなくとも見えにくくとも「生きていける」という確信を持っていただくことが第一の目標となります。

リハビリテーションのゴールをどのように設定するかというのは､その方が「どのように生きて行きたいか」ということと、年齢・社会的な役割などによって、本人一人一人と視覚リハ専門家とが相談しながら決定して行くものです。

（2）視覚障害リハビリテーションの内容

ａ．眼科医療とロービジョンケア

眼科診療の初診では、若干でも見えている人が大半であり、治療とともに、少しでも視覚を利用することを目指して、どのように見えているのかをきちんと検査することが必要です。そして､その人の乏しい見え方に合った眼鏡の処方、拡大機器の利用方法の指導など、視覚補助具の使用訓練をした上で､見えにくくなったことを他の感覚で補う訓練を受ける必要があります。

その際、見え方のきちんとした把握、その方に会った眼鏡などの処方とともに、自分の視覚障害について受容がどの程度できているのかが大きな問題になります。心理的なケアも含めての対応をしっかりと経ていかないと、どんな訓練も効果を発揮することができません。

このような観点を含めて、その人のニーズに合わせた見え方の向上への訓練、拡大鏡や拡大読書器等の使い方指導など、幅広いケアを行うことをロービジョンケアと言います。

ｂ．相談支援から視覚障害リハビリテーションへ

基本的な視覚障害者相談支援を行い、適切な視覚障害リハビリテーションに移行するには、きちんと対応のできるケア･マネージメントが必要です。これは、通常のケアマネとしておこなわれているような介護を中心とするものではなく、視覚障害の特性を十分把握した視覚障害の専門性を有する担当者が、視覚障害者の状況をしっかりと把握することから始まります。中途視覚障害者の場合は、障害の受容程度、生活の状況から生計維持状況も含めての検討がなければ、視覚障害者の不安に対応することができません。その個々の状況を的確に判断した上で、それぞれの障害や環境などに見合ったケア･プランをたてる必要があります。しかし、狭い範囲での要介護度のような考え方でしか経費が認められていない中では、視覚障害者のケア･プランに至るまでのケア･マネージャーの経費も保障されていないという、大きな問題を含んでいます。

ｃ．歩行訓練

歩行訓練というと､みなさんは白杖を使って､単独で道を歩く訓練だけを想像すると思いますが、それは､歩行訓練の一部です。歩行訓練とは、視覚障害者が安全に移動するための様々な訓練の全体だと考えたら分かりやすいです。

家の中を安全に移動することから、家族やガイドヘルパーなどに上手く手引きをしてもらう方法を身につけることなども含まれます。

白杖を使っての単独での歩行は、高齢で中途障害になった方や､視覚以外に障害を持った方には無理な場合もありますが、家の中での安全な移動や、うまい手引きのされ方なども重要な課題になりますので､年齢を問わず､達成目標を決めて行うことが可能です。幼少時期からの視覚障害者の場合、かなり多くの人が我流で白杖歩行されておりますが、少し訓練をするだけで、かなり安全にしっかりと歩けるようになる場合も少なくありません。

ｄ．盲導犬歩行

視覚障害者の歩行を補助するのに最も優れているのはいうまでもなく人間です。制度的には、ガイドヘルパーと呼ばれてきており、現在は「同行援護」という名称で外出時に広く利用されています。

でも、ずっとサポートするわけにはいきませんので、代わりに動物が利用されるようになり、従順で適当な大きさである犬がその役割を果たすようになりました。正式に訓練が始まったのは1916年で、日本国産の盲導犬の誕生は現アイメイト協会の塩屋賢一で1957年でした。その後、日本盲導犬協会、北海道、日本ライトハウス、東日本(栃木)、中部、関西、九州(福岡)、兵庫と、盲導犬の訓練施設は拡がっていきました。

現在では１０団体が盲導犬の養成を行っており、2012年２月現在、活動しているのは1067頭となっています。ちなみに、介助犬は59頭、聴導犬は34頭です。

盲導犬については、盲導犬が視覚障害者を誘導する、と思われがちですがそうではなく、主人である視覚障害者が盲導犬に「命令」を出し、その命令に従って盲導犬が歩き、その動きをハーネスから感じ取って歩くのが基本です。ただし、例えば「まっすぐにあるきなさい」という主人の命令に従って盲導犬が歩いているとき、主人が何かにぶつかりそうになったときにはそれをよけたり、交差点ではしっかりと停止したり、落っこちそうになったら身を挺して主人が落っこちないようにするなど、主人が危険なときだけは命令よりも優先するように訓練されています。

盲導犬歩行については、1978年の道路交通法改正で、視覚障害者は白杖歩行と盲導犬を伴う歩行が同等に扱われるようになりました。実際には、盲導犬を伴っていても白杖を携えている視覚障害者も多くおられます。

現在の盲導犬の多くは、ラブラドールレトリーバーやゴールデンレトリーバーという、元は水鳥を捕獲するときに使われていた系統の犬です。これは、命令に従順であると同時に知能の高さと体格も必要なために、盲導犬に最適として世界中で最も普及しています。

盲導犬になるには、生まれたあと２か月ほどは母犬や兄弟犬と過ごしたあと、人間との生活になじむよう、パピーウォーカーと呼ばれる方々の家庭で１年ほど

育てられます。そして、盲導犬となるのに適しているかどうかの評価をして、適した犬が盲導犬として訓練を受けます。そして、盲導犬を使用したい視覚障害者といっしょに４週間ほどの合同(共同)訓練を経て、パートナーとして晴れて盲導犬としての活動ができるようになります。盲導犬として活動できるのは状況にもよりますが、多くは８年から10年ほどで引退します。そのため、盲導犬を利用し続けたい視覚障害者は、持ち替えの合同訓練を経て、次の犬と生活を共にします。そのため引退犬はそのままいることはできませんので、引退犬のボランティアに引き取られたりしてすごすことになります。

盲導犬になることができる１頭を育てるのには300万円くらいはかかるとされており、180万円程度の行政の補助金があっても、全ての経費のせいぜい１，２割程度にしかならず、多くを寄付金に頼っているのが各盲導犬協会などの実態です。

盲導犬訓練士は、この盲導犬の適性の評価から訓練まですべてを担当しています。国家資格等はありませんが、各盲導犬協会で経験を積んで養成されてきました。2004年に日本盲導犬協会が盲導犬訓練士学校を開設しています。なお、視覚障害者の歩行を支える専門職としての歩行訓練士の資格を持つ盲導犬訓練士も多く、両者は多くの関連した専門性を持っています。

ｅ．日常生活訓練

見えなかったり見えにくくても、洗濯、掃除、調理から身だしなみなど、晴眼者とまったく同じでなくても、様々な工夫や用具の補いによって、日常的な生活が普通どおりにできます。その練習をする訓練です。家事全般から育児に至るまで、非常に幅広い活動・動作がありますが、見えなかったり見えにくくても可能な、視覚以外の感覚をフルに使うとともに、必要な用具や方法をマスターして、日常生活を安心して行えるように指導します。なお、ＡＤＬと表現される、特に知的障害者などに行われる日常生活動作訓練と視覚障害者への生活訓練とは異なりますので、言葉上の注意が必要です。

ｆ．コミュニケーション訓練

見えない状態になると､活字を読むことができなくなりますので、その代わりとなるものとして､点字の読み書き訓練、録音した図書を使っての読書の訓練、音声ソフトの入ったパソコンを使っての読み書き、メールのやりとりの訓練のほか、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」が利用できるようになることも必要です。さらに、音声機能や文字拡大機能のある携帯電話や携帯端末装置、タブレットなどを使っての情報入手と発信の訓練など、かなり多様になっています。

訓練そのものではありませんが、点字図書館や地域の公共図書館の利用、これから拡がる「読み書きサービス」の利用など、様々な障害者サービスの利用方法の把握も必要です。

ｇ．職業訓練など

職業について重要なことは、可能性を最大限に生かす取り組みが必要なことです。一般的には、視覚障害があると職業はごく限られる、ととらえられていますが、視覚障害を補う様々な方法や用具も工夫されており、助成制度もあります。

中途で視覚障害となった場合は、それらのことを踏まえて、それまで勤務していた職業がある場合はまずは退職をせずに、視覚障害者としての生活訓練や歩行訓練をしっかりと受け、もとの職場の中で目が不自由でもなんとかできる仕事を見つけるように取り組んでいきます。そして、必要な視覚障害者向けの職業訓練を受けて、就労への準備をします。

盲学校や一般校在学中から、あるいは中途視覚障害者でも新規に就労する場合、従来から最も多くの視覚障害者が就労している、あん摩・はり・きゅう、のいわゆる三療が最初に思い浮かぶ職業となっています。その職業訓練の役割を担っているのは、国立の視力障害者センターやいくつかの民間の施設のほか、盲学校の理療科専攻科があります。ただしこの分野については、国家試験に合格したとしても、晴眼者の進出も著しくなってきており、就職にしても開業するにしても年々厳しさが増しているので、安定した職業とは必ずしも言えなくなってきていることも含めて、慎重な見極めが必要になっています。

（３）視覚障害リハビリテーションの体制

ａ．視覚障害リハビリテーションを行う施設や団体

視覚障害者の様々な相談は、全国の視覚障害者施設などの窓口で受けられますが、専門機関はあまり多くはありません。視覚障害のある子どもを持ったときの育児についてなどは、各県の盲学校で相談に乗っているほか、いくつかの福祉施設でも相談を受けています。

歩行などの訓練については、入所して受ける形と、在宅のまま通所で受ける形と、訓練を担当する専門家が、家庭を訪問して行う形とがあります。

視覚障害者の職業の問題についての相談体制は全国的にかなり弱いのですが、いくつかの施設と、各県の盲学校でも相談ができます。

視覚障害者への様々な訓練を行う施設としては、国立や民間など全国13カ所程度にとどまっていますが、相談や歩行指導などを訪問して行う団体は、ＮＰＯを含めて概ね県や政令指定都市単位では存在しています。

また、ロービジョン・ケアを受けられる病院については、次の日本眼科医会のホームページで探すことができます。

アドレス　http://www.gankaikai.or.jp/lowvision/

ｂ．視覚障害リハビリテーションの専門家

＊ 歩行訓練士（視覚障害者生活訓練指導員）

視覚障害者に対して、歩行訓練や､日常生活動作の訓練を行う専門職で、大阪にある日本ライトハウスと、埼玉の国立障害者リハビリテーションセンター学院の２校で養成されています。現在、全国で５００名ほどが､この仕事に従事しています。

＊ 視能訓練士

眼科において､視機能の検査を行う専門家で､その方たちが､専門的な教育を受けて、ロービジョン者の見え方の検査、適切な拡大機器の使い方などを指導しています。養成は､医療技術専門学校や､大学などで行われ､国家資格です。

＊ 視覚リハビリテーションワーカー

視覚障害者の相談支援を担当する人たちのことです。視覚障害のある子どもの両親の相談や中途視覚障害者の相談に乗り､様々な心理的支援を行うと同時に､視覚障害リハビリテーションの情報を提供したり､実際にリハビリテーションサービスが受けられるようにコーディネートしたりする重要な役割です。

しかし、残念ながらこの分野に関しては、専門分化されておらず､地域で活動する歩行訓練士(視覚障害者生活訓練指導員)やロービジョンケアに従事する視能訓練士などがその役割を兼ねている場合がほとんどです。

＊ その他の職種

専門職種として確立していませんが､音声パソコンを教える専門家や視覚障害者向けの機器の開発を担当している方たちなどがあります。

４　視覚障害の現状

（１）視覚障害児者の人数と年齢構成

ａ．視覚障害者は高齢者の比率が相当高い

表１は、５年に一度実施されている「身体障害児・者実態調査結果」（平成18年）の結果から視覚障害者を年齢別に整理したものです。この表を見ると、高齢の視覚障害が多いことがわかります。

平成13年度の調査では、40歳代の視覚障害者は約16,000人でした。５年後の調査では50歳代の視覚障害者が約46,000人となっており、40歳代から50歳代にかけて視覚障害者が増えていることが分かります。そして50歳代以上の年齢の視覚障害者の数は増加傾向にあり、平成13年度の調査でも同様に65歳以上が60%以上を占めるなど、今後も高齢者が視覚障害者の大半を占めるであろうことが予測されます。

これは、疾患による中途視覚障害者だけでなく、加齢に伴う視覚の機能低下も加わっての視覚障害者が増えていることを意味しています。

表１　視覚障害者の年齢分布

	総数	年　齢　階　級　（歳）								
		～19	20～	30～	40～	50～	60～	65～	70～	不詳
人数(千人)	310	6	5	12	21	46	33	33	153	6
割合(%)	100	1.9	1.6	3.8	6.7	14.6	10.5	10.5	48.6	1.9

ｂ．視覚障害者は重度の比率がかなり高い

18歳以上の視覚障害者の障害の程度を表２に示しました。１級が35.5%で一番高い割合を占めています。一方、２級より低い等級の視覚障害者は60%強です。１，２級の視覚障害者を重度の視覚障害者とすることが普通ですが、視覚障害２級とは、「両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの」もしくは「両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両目による視野について視能率による損失率が95%以上のもの」です。大ざっぱですが、よい方の目の視力は0.02程度はあると考えられます。また、多くが長い間視覚を用いてきた高齢の中途視覚障害者であるとも考えられます。視覚補助具を活用すると、非常に低い視力でも文字を読むことが可能である現状を踏まえますと、多くの視覚障害者は、見えにくいながらも視覚を活用して生活していることが推測されます。

表２　視覚障害者の等級別の人数と割合

	総　数	１級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
人数(千人)	310	110	82	19	29	32	26	12
割合(%)	100	35.5	26.5	6.1	9.4	10.3	8.4	3.9

（２）視覚障害者の居住形態

同調査によると、「同居者なし」の視覚障害者は全体の約15％と推測されています。これは他の障害種の障害者より５％ほど高くなっています。この理由としては、盲学校が１県１校の地域が多く、生徒時代から親元を離れて生活していることや、都市部の方が視覚障害者に適した就労場所が多く、地元へ戻らずに就業していること等が考えられます。

また、車の運転が困難な視覚障害者は相対的に交通の便がいい都市部に居住することが多くなる傾向も考えられます。居住地はそれまでの生活とのつながりのある地域、すなわち盲学校やリハビリテーション施設のある地域であることが多いのです。そうした地域には一定の理解があり、住みやすいからです。ただし、中途視覚障害者の場合は住み慣れた地域にそのまま住み続けることが多いでしょう。

一方「同居者あり」について考えると、「同居者」には親兄弟だけでなく、配偶者も含まれます。先天性や比較的早期の後天性視覚障害者の場合、盲学校やリハビリテーション施設での教育や職業訓練の場で配偶者となる人と出会う機会が相対的に多いため、夫婦ともに視覚障害者である例も少なくありません。

（３）視覚障害者の存在の把握

東日本大震災における視覚障害者支援の実際から、視覚障害者団体等が把握している視覚障害者は、全体の人数の10数％でしかないことが浮き彫りになりました。行政機関では把握している障害者手帳の情報にしても、民間団体がその情報を開示してもらうにはこのような大災害時であっても個人情報の壁が大きく立ちはだかることも明らかになりました。

これまで、ほとんどの視覚障害者が何らかの団体に所属しているように思われることも多かったと言えます。しかし、中高年になってから目が悪くなった人々が増えつつある現在では、視覚障害をなかなか受容できないことと情報が伝わりにくいことから、団体や点字図書館のことも知らずにおられる人が多くおられ、そのような視覚障害者が大半を占めるようになってきています。これらの要因のために視覚障害者団体や点字図書館の利用者ということだけでは、全体の把握が困難になっていると考えられています。

また、中途視覚障害者の中には、障害の受容の遅れと、視覚障害への偏見とも言える思いもあって、自分が視覚障害者であることを周囲に知られたくないと思っている人も多く、そうした人は地域の中で目立たないようにひっそりと暮らしている傾向にあります。東日本大震災に置ける支援においても、そのような視覚障害者への対応の困難さの実例がいくつもされているなど、その存在が明らかになっています。

（４）「視覚障害について知る」必要性

視覚障害者は障害者の中でも人数が少ないこともあり、その特性や配慮事項等が社会の中で十分には理解されていない面が多くあります。

視覚障害者となった配偶者や親が、どれくらい見えているのか あるいは見えていないのかを、生活を共にしている家族すら理解していなかったり、手引きの仕方が不適切であったり、自立の機会を奪うような補助をしていることすら少なくありません。周囲で支える人がこのような「視覚障害についての知識が乏しいまま」であることも、視覚障害者の生活を妨げています。

ａ．視覚障害の知識の重要性

自治体の福祉担当の職員は、障害者についての知識のある人であっても、視覚障害者の特殊性までは学んでいることはほとんどなく、さらには配置転換で、“福祉について素人”の職員が配属されてしまうこともよくあります。そのため、福祉情報の伝え方も分からず、必要な支援が得られていないことが多くあるのです。また、福祉部署の経験が長く、福祉に関する知識や理解が深いとされる職員であっても、人数の少ない視覚障害に関しては点字や録音の概要の知識だけだったりと、実態にはかなり疎いこともよくあります。

見えない・見えにくいことを理解して支援を行えば、健常者と同等の自立した生活を送ることができる可能性が高まること、そのために必要な日常生活補助具や電子機器等がいろいろとあること、これらの道具を提供しさえすればよいのではないこと等について理解されていないことが多いのです。

「視覚障害者と言えば点字」という表面的な知識から、点字を習得することが困難な視覚障害者が多く存在することについての理解がなく、点字資料を送って情報提供できたと思っていたり、逆に点字使用者は10分の１と聞いて点字を軽視したりすることも生じています。

また、視覚障害のある児童生徒の教育を行う主たる機関である盲学校（視覚障害児を対象とした特別支援学校）には、歩行訓練や点字指導などの専門的な知識と経験のある教員が在籍している一方で、視覚障害教育の知識も経験も無い教員が配属されることも多く、適切な支援や助言ができる教員とそうでない教員が混在しています。その中で、特別支援学校という制度になって、視覚障害の特殊性が薄らぎつつあります。地域の視覚障害児を支える「センター的機能」を果たすためにも、視覚障害教育の専門性を高める研修の充実や制度の確立が求められています。

ｂ．視覚障害の多様性を知る

同じ「視覚障害者」といっても、幼少時からの視覚障害者と中高年で視覚障害となった人とは、「できること」も「心理的な状態」も、まったくと言ってよいほど異なっています。そのため、お互いの経験の状態が全然違っていて、ピアカウンセラーとなっている方ですら、相手の困難さが理解できず、必要な支援や助言ができないこともあります。

まず、全盲と弱視の違いは言うまでもありませんが、今ではそれよりも、障害を負った時期によって、何を頼りに生活してきたか、の経験の違いの方がもっと大きいのです。

人生の早期から視覚障害者として生活し学んできた、社会的に自立した視覚障害者は、様々な苦労を乗り越えてきておられます。それゆえに、何か行動を起こしたり声を上げたりすることに対して積極的な方々が多くおられます。一方、中高年になってから視覚障害となった中途視覚障害者は、見えていた期間が長かったため、障害を認めるのに抵抗があったり時間がかかったり、さらには、できなくなった多くのことにどう対応していけばいいかわからないままの状態でいる人も少なくないのです。

このように、同じ視覚障害者と言っても、お互いの障害について理解できないことがあっても不思議ではありません。そのため、視覚障害者に意見を求める場合は、中高年からの中途視覚障害者が多くなっていて、その意見が表には出て来にくいことにも気を配る必要があります。特に、災害発生時に必要な支援を考える時には、自立した幼少時期からの視覚障害者の意見だけを重視しすぎると、多くの中途視覚障害者に必要な支援がおろそかになる場合もあるので、注意が必要です。

これらのことを踏まえると、災害時の視覚障害者の支援については、平時から以下の点について考慮して備える必要があるといえます。

・高齢者に対する支援を踏まえた支援
・「見えない」人への支援と、「見えにくい」人への支援
・見えていた人生経験の長い中途視覚障害者への支援（特に心の支援を含む）
・視覚障害者は地域に偏在している可能性がある
・地域の中で気づかれていない視覚障害者の存在
・「同居者」も視覚障害者である可能性がある
（「家族に読んでもらう」だけでは情報が伝わらない可能性がある）
・視覚障害者の存在を把握する方法の見直し
・視覚障害者の身の回りにいる人の理解不足
・福祉・教育機関の担当者の知識・理解不足の可能性
・「視覚障害者」のニーズの多様性・個別性

5　盲ろうの理解と支援

（1）盲ろうとは

ａ．盲ろうの定義と数

「盲ろう」とは、「聴覚障害と視覚障害が重複し、それぞれの障害が単独でも身体障害者手帳の交付対象となる程度の障害であること」という定義が一般的です。

盲ろうの人の数は国の身体障害者・児実態調査で推計値が発表されており、概ね2万人とされています。

聴覚情報、視覚情報は人が受ける情報の大半を占め、「盲ろう」の人はその両方に障害があるため、重大な情報障害、コミュニケーション障害、定位・移動障害などが生じます。そのため、盲ろうの子供の場合では、親子の愛着行動を含むあらゆる人間関係形成、概念形成、コミュニケーション、日常生活などに独自の配慮をした教育が必要とされます。大人の場合でも同様ですが、常に1対1の支援者（通訳介助者など）を必要とすることから、プライバシー、活動範囲、自立性などに大きな制約があります。すなわち、盲ろうは、単に視覚障害と聴覚障害が二つ重なったものだけではなく、重複による新たな困難さや問題があり、「盲ろう」という一つの独立した障害であると考える必要があるのです。2006年に国連で採択された「障害者権利条約」では、Deaf-Blindではなく「Deafblind」という一語で盲ろうが記述され、Deaf、Blind、Deafblindが区別されていますが、日本ではまだ「盲ろう」はあまり認知されておらず，法的にも独立した障害としては定義されていないのが現状です。

ｂ．盲ろうの分類

盲ろうという障害を障害内容で分類すれば次のようになります。

ア 全盲・全ろう（ほとんど見えず、ほとんど聞こえない）
イ 全盲・難聴（ほとんど見えないが、若干は聞こえる）
ウ 弱視・全ろう（若干は見えるが、ほとんど聞こえない）
エ 弱視・難聴（若干見え、若干聞こえる）

さらに、聴覚障害と視覚障害の発生時期、順序によって次のように分けられます。

① 先天的視覚障害・先天的聴覚障害
② 先天的視覚障害・後天的聴覚障害（盲ベース）
③ 後天的視覚障害・先天的聴覚障害（ろうベース）
④ 後天的視覚障害・後天的聴覚障害（どちらが先かによって盲ベースか、ろうベース）

そして、上記のア～エ、①～④のそれぞれの組み合わせがあります。また、視聴覚以外の障害（肢体不自由、知的障害など）を併せもつ人も少なくありません。コミュニケーションに注目すると、先天的聴覚障害のある人の場合には、発話ができるかどうかも大きな要素になります。

ｃ．盲ろうの人の組織

盲ろうの人に関連する組織は、日本全体としては、社会福祉法人全国盲ろう者協会があります。これは現東大教授の福島智氏（全盲ろう）の大学進学を支援するために設立された「福島智君と共に歩む会」を母体として作られたものです。

各地には「友の会」などの組織や友の会設立準備会、作業所などがあります。しかし全国盲ろう者協会が把握している全国の盲ろうの人の数はわずか825名に過ぎません（2010年3月現在）。盲ろうの人の多くは「世の中で盲ろうというのは自分一人しかいないだろう」と考えているということです。一人での外出もままならず、他者とのコミュニケーションも思うようにいかないため、自分と同じような人の情報が入りにくいためでしょう。

これらの「友の会」を束ねる当事者団体組織として「全国盲ろう者団体連絡協議会」があります。

（２）盲ろうの人の困難さ、不便さ

ａ．情報量

人の感覚情報を１秒間あたりの伝達情報の量で比較すると、視覚から得られる情報の量は100万ビット／秒、聴覚からは1万ビット／秒、触覚では100ビット／秒と言われ、視覚と聴覚から得る情報量がいかに多いかが伺えます。この感覚情報を受ける機能が二つとも充分に働かないということは、それだけ得る情報に制限が生じ、外界について極めて情報が不足した状態に置かれること、つまり「分かりづらい」環境で生きることとも言えます。この「分かりづらさ」がその人の行動に多大の影響を及ぼすのです。

ｂ．困難さ

一般的に盲ろうの人には、次のような点において困難があるといわれます。

① 移動や空間認知
② コミュニケーション
③ 各種の情報獲得
④ 日常生活、就労、教育・訓練
⑤ プライバシーの確保

移動の際に、視覚障害のある人は聴覚情報と触覚情報を使い、聴覚障害のある人は視覚情報を使いますが、盲ろうの人はこのうちの触覚情報以外は充分に使うことができません。このため盲ろうの人の多くは単独歩行が困難なことが多く、外出の際には通訳介助者を頼まなければなりません。これには、通訳介助者確保が難しい場合がある、依頼できる限度がある、通訳介助者との個人的相性の良し悪しがある、などの問題点があります。

コミュニケーションも、一般にはその多くを視覚と聴覚に依存していますので、盲ろうの人は圧倒的な情報不足、「分かりづらさ」の中に置かれます。うまくコミュニケーションできないために強い孤独感に悩んでいる場合もあります。また、盲ろうの人は通訳介助者を通じてコミュニケーションすることが多く、伝えたいことがどこまで伝わるかは通訳介助者のスキルに大きく依存します。

日常生活でも、盲ろうの人も一般の人と同じように家事、調理、気軽な会話、ウィンドウショッピング、食べ歩き、散歩などの「さりげない」日常行動を楽しみたいと思っています。このように日常生活を自立的、安全、快適に営むためには、会話や文字だけではなく、刻々と変化する環境・時間・周囲の人々のふるまい等についての様々な情報の獲得が必要です。しかしこれらの多くは通訳介助者から伝えられるものであり、どこまで伝わるかは通訳介助者に大きく依存しています。福島智東大教授は、「盲ろう者は、テレビのチャンネルを勝手に切りかえられたり、スイッチを切られたり、コマ落としのビデオの中にいるような状態」と語っています。すなわち、盲ろうの人は充分な情報を得られない状態で、かなりの部分を受動的に生活せざるを得ないのです。また、盲ろうの人は他者の援助を媒介として外界からの情報収受を行なうことが多くなるため、プライバシーの確保はなかなか困難です。

（3）盲ろうの人のコミュニケーション、情報獲得、通訳

ａ．コミュニケーション、情報獲得

全盲ろうではなく、視覚、聴覚が使える人はそれを最大限に活用してコミュニケーション、情報獲得を行ないます。この場合、弱視、難聴の人の場合と同じように、画像・文字や音の拡大、矯正（眼鏡、単眼鏡、レンズ、拡大読書機、文字通訳（拡大文字）、補聴器、音声通訳・・・）が利用されます。

弱視ろうの人のためには「弱視手話」があります。近寄れば見える場合は、手話をごく近くで見せます（近接手話ともいわれます）。視力はあるが、視野が限られていて狭い範囲しか見られない場合（視野狭窄）は、少し離れたところから手の動きの幅を少なくして手話を見せます。

全盲ろうやそれに近い人が情報獲得に主として利用できるのは触覚です。触覚を用いた会話・文字情報の伝達には、点字・触図・指点字・触手話・触指文字・手のひら書き文字（手書き文字）などが用いられています。

発話ができる人の場合、情報発信は音声ですが、相手も聞こえない人のときは触手話や指点字を併用したり通訳を依頼したりします。

ｂ．通訳

① 文字通訳（拡大文字）

弱視の人の場合に使われる方法で、紙や筆談ボードなどに大きな文字を書きます。ボードでは書いては消し、書いては消しの作業となります。ボードなどは盲ろうの人が自分で持っている場合もあります。

② 音声通訳（復唱）

難聴の人の場合、耳もとで相手の発話を復唱する音声通訳があります。周囲に迷惑をかけない程度で、かつ盲ろうの人に聴こえるような音量で、明瞭に復唱するものです。厚紙で作った筒などを利用したり、マイクと補聴器を使うこともあります。

③ 指点字（盲ベースの人中心）

指点字は、読み手の左右3本ずつの指（人差し指・中指・薬指）を点字の6つの点に対応させて、点字タイプライタのように打つものです。

これは福島智東大教授のお母様が、全盲ろうになった息子さんと何とかしてコミュニケーションをとりたいと思って考え出されたものです。

④ 触手話、触指文字（ろうベースの人中心）

盲ろうの人が、相手の表す手話を触って読む方法です。一般の手話とほぼ同じですが、手指の形や位置が分かりやすいように向きを変えたり，動きを小さめに、ゆっくり表現します。また、一般の手話では顔の表情が重要ですが、盲ろうの人の場合には見えないので、表情はほとんど利用されません。

触指文字は一般の指文字（50音を指で表す）と同じです。ローマ字式と50音式があります。

⑤ 手のひら書き文字（中途盲ろうの人中心）

手のひらに、ひらがなあるいはカタカナを一文字ずつ書きます。漢字が分かる人の場合は漢字を書くこともあります。

（４）支援機器・技術

盲ろうの人の支援機器・技術はあまり多くありません。視覚障害のある人のための支援機器で、触覚を利用するもののいくつかは盲ろうの人にも使われています。

ａ．視覚障害のある人のための支援機器の応用

① ブリスタ（点字機器）： 紙テープに点字を打つ点字タイプライタです。点字が打たれた紙テープが流れ出てくるのを盲ろうの人が読み取ります。会議などの通訳で多く使われています。

② 点字版電子手帳： KGS（株）のブレイルメモ、（株）エクストラのブレイルセンスなどはピンディスプレイをもち、スケジュール管理、カレンダー機能、インターネット機能、メール機能、計算機能、ストップウォッチなどの機能をもつ電子手帳です。

③ パソコン関連

＊スクリーンリーダー（音声読み上げ機能）と点字ピンディスプレイ： パソコンキーボード→スクリーンリーダーソフト→ピンディスプレイでパソコンが使えます。これによって通訳やコミュニケーションもできます。

＊電子図書リーダー： ｉPad２などはフラットなタッチパネルを用いているため、視覚障害のある人には使いづらいものです。しかし、少しは見える人であれば使えるようにする機能がいくつかついています。たとえば，画面の背景を黒、文字を白にする設定や拡大が可能です。また、専用のペンでの筆談やメモができる「筆談パッド」（画面を二つ分け、自分側の画面に文字を書くと、相手側の画面にその文字が表示される）があります。

ｂ．盲ろうの人のための専用機器、その他

① ゆびこん

指点字会話補助装置です。専用の50音キーボードで入力した文字を6点ユニットで指点字として伝えることができます（(株）アイ電子工業)。

② その他の支援の試み

たとえば、体表点字／テレサポートシステムがあります。これは点字を指先ではなく、体の表面で読み取る装置で，6点の振動子ではなく、2点で時間差で6点を表示する方法も研究されています。これを利用して、盲ろうの人が目の前のものの画像を携帯電話で支援者に伝え、支援者が遠隔の場所から携帯電話から体表点字装置に信号を送って、その画像に関する情報を伝えることができます。

その他、数は少ないのですが、いくつかの研究が散見されます。

（５）盲ろう者通訳介助員派遣事業

ａ．通訳介助者

通訳介助者は、盲ろうの人についての理解はもちろんのこと、上記の各種のコミュニケーション方法、ガイドの技術などを身につけておくことが必要です。

通訳介助者になるには、各自治体が実施する「盲ろう者通訳・介助員養成講習会」（名称は自治体によって異なる）や全国盲ろう者協会の「盲ろう者向け通訳者養成研修会」を受講・修了し、各自治体が実施している派遣事業、あるいは全国盲ろう者協会や各地の盲ろう友の会の派遣事業に登録することが必要です。全国盲ろう者協会に登録されている通訳介助員は3,283名（2010年3月現在）です。通訳介助者は女性が圧倒的に多く、男性の通訳介助者が求められています。

ｂ．盲ろう者通訳介助員派遣事業

通訳介助者を派遣する事業は、全国盲ろう者協会の事業でしたが、2000（平成12）年度からは国の補助事業として体制の整った所から順次に各都道府県で行われるようになり、2009（平成21）年から全都道府県で実施されるようになっています。地方自治体は、盲ろう者団体をはじめとする障害者団体や福祉事務所等に委託して運用しています。利用者は、給付されたチケットの範囲内で通訳介助者を利用することができます。

（６）盲ろうの人との接し方，支援

ほとんどの場合、盲ろうの人は通訳介助者、ボランティア、家族などと一緒に外出し、単独歩行をしている人はごく少数です。したがって、街などで支援を求められることはめったにないと思われます。しかし、前述のように通訳介助者は女性がほとんどなので、男性の方は盲ろうの男性のトイレ介助を依頼されることもあるでしょう。このようなときは、やり方をよく聞いてその通りに手伝ってあげていただきたいと思います。何かの合図としては、肩や腕を軽く触れるようにたたくのがよいでしょう。

（７）災害時の支援

ａ．状況の把握

3月11日の東日本大震災時に、盲ろうの人の状況・安否確認は、主として全国盲ろう者団体連絡協議会から各県の盲ろう者友の会などの組織を通じて行なわれました。たとえば秋田県の友の会からは、翌3月12日に全員無事との知らせが連絡協議会の事務局に届きました。全国盲ろう者協会の調査では、盲ろうの方一人が亡くなられ、通訳介助者の方が3人行方不明というのが現時点での被災者状況です。

このような災害時に現地の状況を把握するには、友の会のような地元の連絡組織が大変重要であることがわかります。現状は前述のように全国で900人に満たない人数しか把握できていませんので、これを大幅に増やす必要があります。

ｂ．災害時の盲ろう者とのコミュニケーション

震災時には、災害発生時の避難の支援、避難場所での支援、避難所・仮設住宅での支援、その後の支援など、それぞれの段階での支援が必要です。盲ろうの人の場合、いずれの段階においてもコミュニケーションの問題が大きく、支援には困難が伴います。

まず，一般の人はほとんどが「盲ろう」という障害のことを知らないので、ただ声をかけたり、手招きをしても、反応がないとそのままにされてしまうケースが多いと思われます。

さらに、相手が盲ろうであることが分かったとしても、避難の助けをする人はコミュニケーションについては途方にくれるでしょう。最も現実的なのは、耳元で大きな声で話す、紙に大きな字で書いて見せる、それも通じないときは手のひらに文字を書いて伝えることを試みることです。盲ろうの人には手のひらに書かれた文字を読み取れる人もかなりいます。ただし緊急時にはあまりそれに時間をとるわけにもいきません．説明はあとからにして、とにかく無理やりにでも手を引いて逃げ、とりあえずの避難場所で安全を確保したのち、いろいろな方法で状況を詳しく伝えることが必要です。全国盲ろう者協会では、現地の友の会などと連携し、通訳介助者の派遣など適切な方策を講じる体制をとっていますので、是非連絡を取ってください。

ｃ．盲ろう者としての災害対策

一方、盲ろうの人は、自分の所在を普段から周囲に伝えておくことが重要です。みやぎ盲ろう児・者友の会会長の早坂洋子さんは、「震災発生時にはたまたま通訳介助者と買い物に出ていたため、避難誘導を受けることができた。しかしその後の津波の情報などはなかなか入りにくかった。教訓として、近所の人とのつながりが大切。自分の事を知ってもらう。行事に参加して家族と共に避難所の場所など確認しておく。地域・町内会の人と良い関係を作っておくことが重要。」と述べています。また，知らない人にも分かるように，盲ろうの人の側から自分が盲ろうであることを明示することが必要です。盲ろうであることを書いた札を常に持っておくなどの工夫も必要と思われます.

6 情報の受発信に関する実態

日常生活において、５感のうち、視覚から得られる情報は８割以上、場合によっては９割以上と言われており、移動の不自由と情報の不自由が２大不自由と言われています。実は、移動の不自由も、障害物や目的物を視認できないことを原因とする広い意味での情報の欠損によるものですが、ここでは、“狭い意味での”視覚から得ることが制限された情報を補う方法について述べます。

なお、「墨字（通常の文字）を日常的に主たる情報入手手段として使用しない人」と「墨字を日常的に主たる情報入手手段としている人」とでは対応がかなり異なり、前者では聴覚と触覚の十分な活用が重要であり、後者では残存視力をできる限り有効に活用しつつ、その補いとして聴覚と触覚の利用も図っていく、という方法をとることになります。

（１）視覚障害者と点字

ａ．点字の考案から普及へ

「文字」という人類の文字文化を活用できなかった視覚障害者にとって、文字文化の獲得は悲願というべきものでした。そのため、1825年にフランス人ルイ・ブライユによって考案された点字は、世界中の視覚障害者に驚嘆を持って受け入れられていきました。

日本では、1890(明治23)年に石川倉次翻案の優れた仮名点字が日本点字として選定されて以来、瞬く間に、全国に設置されていた盲学校で受け入れられ、点字による教育が本格的に行われていきました。点字の普及を示す例として、「点字毎日」は世界に例を見ない創刊から90年間を生き抜いた点字週刊誌として知られています。また、日本で聖書の点字版が旧約・新約ともに全巻が出版されたのは大正時代で、世界で２番目であったこともあげられます。点字情報の継続への情熱と、日本はキリスト教国ではないのに取り組まれた点字文化にかける意気込みがうかがえます。

ｂ．日本の点字利用の実態

平成18年の実態調査では点字の使用者は３万人以上であり、仮に「墨字（通常の文字）を日常的に使用しない人は視覚障害１級の11万人」と見なしたとしても、その３割もの人たちが点字を触読しているという、世界でも有数の点字使用国が日本なのです。（なお、「点字を使用する視覚障害者はたった１割である」という点字を軽視した言い方は不適切な表現です。それに近い使用者数・率である手話では、決してされない表現なのです。）

しかし日本では、少子化と医学の進歩で、幼少時からの視覚単一障害児がが大幅に減少している中で、従来の多くの点字ユーザーは高齢化し、しかも近年急増している中高年からの中途視覚障害者にとっては、点字のマスターは相当困難であることから、実質的な点字使用者は確実に減少しています。

なお、点字データは“読みが正確で、語の区切りも明瞭な優れた合成音の仮名データ”でもあり、「サピエ」の点字データの利用は、その95%以上が「点字データを合成音声で聞く」形態で利用されています。このことが示しているように、“点字の触読ができても読み物は音声で聞く”という視覚障害者が非常に多くなっているのが現状なのです。

（２）着実に増加する音声資料

音声情報は、５感の中で視覚に次ぐ情報量があり、視覚障害者にとっては重要な手段です。したがって、レコードや磁気テープなど音声を保存する手段の発展とともに、視覚障害者の情報授受の手段として重要な役割を担うようになってきました。

ａ．音声の視覚障害者利用の歴史

日本の視覚障害者の音声利用は、1932(昭和９)年に日本ライトハウスの創始者で後に日本盲人会連合を結成した岩橋武夫が、アメリカから大量に持ち帰ったレコード盤のオーディオブックの貸出利用が最初でした。その後開発された磁気テープによる「声の本」が日本の視覚障害者に本格的に拡がったのは、1957(昭和32)年のキリスト教奉仕団の活動と、それを引き継いだ日本点字図書館が最初です。その後、日本ライトハウス、そして全国の点字図書館へと拡がっていきました。

1960年代後半からはオープンリールテープからカセットテープへと急速に切り変わり、視覚障害者にも扱いやすくなりました。そして音訳ボランティアも着実に増えて製作数が大幅に増加し、その利用は大きく拡がっています。

ｂ．デイジー規格による音声データの普及

日本からの提唱によって動き始めたデジタル録音方式の統一は、「デイジー規格」による世界的な動きとなって1993年に試作が始まりました。日本においては1999年度の厚生労働省の補正予算によって、点字図書館等に製作機器と製作されたＣＤなどの資料、そして再生機器が配備されて、急速に普及していきました。その一方では、公共図書館や団体などの取り組みは経費的な関係からかなり遅れることとなりました。

現在では、録音製作については、アナログ録音機材の製造が中止されたこともあって、急速にデジタル録音に切り替わりつつあります。

音声資料の利用については、大量に利用するユーザーを中心に、デイジー資料の利用数が急速に拡大し、貸出タイトル数ではデイジーＣＤがテープの１０倍以上に

なっている館・団体もあります。しかし、その一方で、利用者の数としては、デイジー再生機器の普及は全国的にはまだ図書館利用者の３割にも達しておらず、カセットテープでしか利用できない人々がまだまだ多く存在しているのが実情です。例えば、公平が求められる選挙公報の音声版においては、現在でもカセットテープが主たる媒体です。また、各点字図書館等においても各地域の利用者の録音カセットテープの要望は根強いため、デジタル録音されたデータからカセットテープに複製編集して貸出を行う方法も拡がってきています。

ｃ．音声資料の存在すら知らない多くの視覚障害者

現在、中高年から視覚障害になる人が増えており、家に引きこもって、視覚障害者団体にも入らず点字図書館などの利用もされていない方々がかなり多く存在することは知られていました。

＊ 東日本大震災で判明した多くの方々

今回の東日本大震災の支援活動の中で、３県からの支援資料送付という新たな取り組みによって支援を求めてこられた、これまで私たちと接触のなかった相当数の視覚障害者は、点字図書館という名は知っていても、録音された資料が多くあって貸し出されていることを知らない方が非常に多かったのです。知っていても、いくらかかるのか、という質問がよくあったことでも分かるように、点字図書館などの貸出は無料で郵送料もかからないことも、これらの方々はご存じありませんでした。当然ながら、「デイジー」についてもまったく知らない方々が多く、点字図書館を利用していない方々からプレクストークなどのデイジー機器の要望もほとんどありませんでした。

なお、震災支援においては、音声の時計すらご存じない方が要望者の半数近くになっていて、今回の震災で必要と言われているのに日常生活用具給付の制度を知らないまたは使ったことがない方が半数以上おられたことは、震災以前の大きな問題であり、必要な情報を伝えるなど、早急な「効果のある対策」が望まれています。

（３）視覚障害者の情報関連機器・用具とネットワーク

視覚障害者のための情報に関する機器や用具にはいくつかの形態があります。

パソコンとその周辺機器あるいは携帯電話やスマートホン、カセットテープなどで視覚障害者でもそのまま利用できる・または音声出力や拡大機能などが配慮されていて利用可能なもの、視覚障害者用に特化したデイジー再生機器・点字ピンディスプレイ機器などの機器や、パソコンなどのソフトウェアやアプリケーションなど専用のもの、そして点字・作図などの専用の機材などがあります。

ａ．視覚障害者のためのパソコン利用

視覚障害者がパソコンを使用するときには、操作や画面の文字などを音声で伝えること、そして大幅な拡大や白黒反転などの機能が必要です。最近の機種では、障害者への配慮がなされてきて、スクリーンリーダーが標準でＯＳに組み込まれているなど、そのままでも利用できる機能が増えています。しかし、やはり細やかな配慮が必要であったり、デイジー規格のデータを直接音声で利用できるなどの必要性から、国内外で販売されている視覚障害者専用のソフトウェアを組み込んで利用する方が便利です。

音声出力だけでなく、点字を触読できる視覚障害者や盲ろうの人々にとっては、点字ピンディスプレイは重要な端末装置であり、点字や触図の点字プリンタ出力を活用することによって、情報の世界が拡がることになります。

一方、目が見えない人がパソコンを使うときには、初心者であっても「画面なし・マウスなし・“ブラインドタッチキー”」に対応することが求められることになります。このような、過酷とも言える操作が最初から求められてしまうため、近年増加している中高年からの中途視覚障害者の多くは対応が困難なままであり、パソコンの使用率は低いのが現状です。（東日本大震災視覚障害者支援対策本部が把握した、被災者の１・２級は約1200人ですが、その中で、パソコンなどの情報機器を使用しているのは50～60人程度と推測されています。）

ｂ．携帯電話やスマートホンなど

携帯電話が発達して、インターネットに接続して様々なサービスが利用できるようになってきています。視覚障害者総合ネットワーク「サピエ」のデイジー館の音声デイジーデータは、音声対応配慮を含んで開発されたドコモの最近の５機種で再生が可能です。

なお、スマートホンについては、視覚障害者への配慮がほとんどされておらず、特に全盲の使用は相当困難です。しかし、弱視者のうち、ある程度見える人にとっては、スマートホンの拡大機能などは非常に有効で、今後アプリの充実とともに、利用が拡がっていく可能性があります。

災害時においても携帯電話は多くの人々にとって非常に有効であるはずですが、アクセスの集中のために使えず、今回の東日本大震災では広い範囲で何日も停電したため、そのうちにバッテリーがなくなって、せっかくの機能を生かすことができませんでした。

ｃ．ネットワークの発展と利用

1980年代に、日本独自で、点字を点字の形のまま入力して編集し、点字プリントする方法が実用化され、点訳ボランティアの間で広まっていきました。

この全国のボランティアが作成する点字データを共有するネットワークとして、1988年に「てんやく広場」が誕生し、点字図書館を巻き込み「ないーぶネット」へと引き継がれて、2010年からは総合ネットワーク「サピエ」へと発展しています。

サピエでは音声デイジーデータもネットワークで結び、サピエは飛躍的に発展し、点字データは13万タイトル以上、音訳デジタルデータも３万タイトル以上あって、どんどん増えており、１万人以上の視覚障害者が直接利用しています。さらに、全国の180館もの点字図書館・公共図書館が所蔵する50万タイトル以上の点字や録音図書の書誌目録より、オンラインで相互に館々の貸出が行われ、５万人以上の視覚障害者等の手元に、点字の図書や録音の図書が届けられています。

自分で直接、点字データや録音データをダウンロードして利用できることは、視覚障害者にも“読書の自由”をもたらした功績も非常に大きいと言えます。

（４）日常生活にも、被災者にも必要な読み書きの支援

ａ.「読み書き」の必要性

私たちは、書かれた様々なものを見て理解し、必要に応じて対処することによって生活し、手紙や回覧物、自治体からの通知、チラシ類、新聞、雑誌、薬品類の表示、食品の賞味期限、衣類の種類・色の確認などが当たり前のように見て情報を得ています。でも、目が見えなかったり見えにくかったり、また高齢やその他の様々な理由で見えていたとしても理解できなかったりしたとき、これらの「社会生活上必要なはずの情報」を得ることができず、生活に支障を来してしまうのです。

ご家族がおられる場合は補っておられることが多いのですが、膨大な情報の一部にすぎませんし、それも困難な場合や一人暮らしの場合など、重要な書類すら分からない、ということもしばしば発生してしまいます。

そのようなとき、「読み書きの支援」があると、本当に助かります。

東日本大震災で最も要望の多かったのは福島での「放射線の調査票」でした。そのまま読めば分かる、というものではなく、調査員になったつもりで問いを分かりやすく伝え、書き込むことが必要でした。このような読み書き支援は、点字図書館などに来て行う形もまだまだ少ないのですが、今その重要性が受け止められているのは、在宅での情報支援としてです。なお、高齢化の中で、「傾聴」などを兼ねての在宅支援も求められてきています。

（参考：読書権保障協議会「読み書き<代読･代筆>情報支援員入門」小学館　2012）

＊まずは「どんな情報があるのか」を伝え、読むものを選択する

では何をどうするかですが、まず必要なことは、目の前に「何の情報が存在しているか」が分からないことが多いので、その情報を的確に伝える必要があります。

例えば、年金の受給資格が問題になったとき、「年金のお知らせ」が送られてきました。でも、何人もの視覚障害者が「気付かずに捨ててしまっていた！」という事件がありました。役所から来る書類は、通常はダイレクトメールなどの封筒とはどこかが手触りが違うことが多いのですが、社会保険庁から送られていた「年金のお知らせ」は（点字もテープもなかっただけでなく）大量に送られてくるダイレクトメールとまったく同じ手触りの封書だったからです。

多くの郵便物を処理しないといけないときは、必要なものがあるかどうかも分からないので、必要性を判断することも含めての「読み書き」が期待されています。従って、「必要な情報かどうか」について的確に伝えることが、まず必要になりますので、一つ一つ詳しく、どこから来たかを伝えることが必要です。

また、回覧物やちらしなどが多くある場合は、「必要な資料と読まなくてもよい資料を、少しでも早く選り分ける」ことが求められます。通常は「タイトル」をしっかりと読んで、読むかどうかを選択してもらいます。

＊“必要なところ”から読む

書類などの、「必要なところ」を的確に見つけて読むことが必要です。たとえば、店のチラシでは、斜めに大きく目立つように書いてある「５割引！」が先で、商品の内容は必要な部分だけ、となることが多いでしょう。日常生活用具の案内でしたら、「音の出る腕時計が1500円くらいでもらえます」「音の出る血圧計や体温計もありますよ」などです。“目が吸い寄せられるところから”読みます。本人がここを読んで、といわれたら、その部分を詳しく読みます。

もちろん、マンガやイラストになっているところも、大事な内容はこれ、と解釈し感じ取って読みます。表も、大事そうな部分だけをまず読みます。

読み書きの「読み」は音訳とは違って、全部読むのではなく相手が必要と思う部分だけ、分かりやすく読むのです。

ｂ.「代わりに書く」必要のあるもの

視覚障害者にとっては、誰かに書いてもらうことは日常生活上、必ず発生することであり、昔から誰かに代筆をしてもらってきました。たとえば、「年賀状の代筆」などは、昔から「盲人のおられる施設などへの慰問」につきものの12月の奉仕活動の一つでした。

代筆が必要なものとしては、① 手紙などの代筆　② 調査票、申請書、契約書、履歴書などの代筆　③ 仕事や種々の活動に必要な書類の作成 などに大きく分かれます。

このうち、手紙などの代筆については、受け取った相手が、代筆である、と理解していることも多く、責任問題が発生することは比較的少ないので、多くはボラン

タリーに行なわれています。ただ、日本には毛筆文字が芸術になっているという文字文化もあり、「書かれた文字の上手下手が影響する」ような場合もあるので、単に書けばよい、と言い切れないこともあります。

調査票については、単なる無記名アンケートでしたら「読み書き」して問題はまずありませんが、申請書、契約書などともに、「署名捺印」という行為を必要とすることがよくあります。履歴書などの代筆のときは、手書き文字の書き方も評価の判断材料になるようなことがあり、丁寧に書くことが必要です。

＊「書き」の技術

手紙類では、「墨書」が必要な場合などは別として、通常の手紙文として清書ができる技量であれば問題はないと考えられます。もちろん、漢字の使い方や句読点類の使い方などは、常識的な使い方ができれば、必要なときに辞書などを参考にすれば、十分役割を果たせます。

様々な調査票や申請書・契約書については、まずは相手の方がしっかりと理解できるように「晴眼者が読む程度については、正確に読み伝える」ことが必要です。そして、間違いなく書くためには下書きをした方がよい場合もよくあります。地名・人名には普段使わない漢字が使われることがありますので、うろ覚えではなく辞書などで調べて、楷書で記入します。

＊「署名押印」について

問題は、署名捺印を依頼されたときです。この行為は、一般的には、法的な責任の問題があるので、注意が必要です。

本来、「サイン」と言った場合、「自分にしかかけない筆跡」を記すことが目的のはずで、欧米では、名前もタイプライターやワープロで作成した下に、明確に読めるかどうかは別にして、「自分の筆跡が分かるサイン」を書くのが一般的です。ところが、日本では、氏名だけでなく住所まで〝自署〟を求めることも多くあります。

このように、日本の「自署」は欧米の「サイン」とは違って、楷書体できちんと書かなければならないと思われています。しかし、日本でも、法的には「本人の筆跡のサイン」さえあればよく、「押印」についても本人の意思に沿って押されたのであれば問題はありません。

＊ 視覚障害でも「署名押印」ができる

もし本人が「氏名を書いて押印する」ことができれば、「読み書きを支援する人」の〝心の負担〟は著しく軽減されます。実は、「目が見えなくてもサインと押印はできる」のです。通常、「目が見えないから名前も書けない」というのは、「きちんとした楷書で書けないといけない」という思い込みが、視覚障害者本人にも回りの人にもあるからです。

「このメモ用紙に、どんな書き方でも結構ですから、名前を書いてみませんか？」とお願いすることから始まります。最初は「目が見えないから無理です」と否定されても、お願いして書いてもらいますと、けっこううまく書かれます。

「これなら、十分にサインになりますよ」と言って自信を持っていただき、「この定規の長四角のワクの中に書いてみませんか。」と勧めます。見えない方で最初は尻込みされても、ほとんどの方はできるのです。そして、書類の署名の必要な部分にちょうど長四角のワクがくるように定規を押さえて、「ここにサインをお願いします」とすればよいのです。なお、押印についても、「定規のこの丸い穴の中にはんこを押してください」と言えば、目が見えなくてもできるようになります。

　このように、少し練習するだけでサインも押印もできるのですが、それでも、どうしても書けない、と言う方もおられます。日本では、本人が書けない、と言った場合、実際には周囲の人が代筆することが一般的に行われていますので、読み書き支援者が本人の依頼によって代筆をしてもかまいません。要は、「本人が代理者に署名押印をさせた」ことを十分に認識できるように、確認を十分に行うことです。

Ⅱ　災害規模と地域による違いの特徴

１　東日本大震災と阪神淡路大震災

（１）地震の規模・被害

表１　被害等の比較

項目		東日本大震災	阪神淡路大震災
地震諸元	発生時間	2011年3月11日 14時46分	1995年1月17日 5時46分
	マグニチュード	9.0	7.3
	最大震度	7	7
	震源 震源の深さ	三陸沖(130km) 約24km	淡路島北部 16km
人的被害	死者・行方不明者	18,943人 (12.3.28)	6,437人
	負傷者	5,306 (11.4.21)	43,792
住宅	全壊数	129,431棟	104,906棟
	半壊数	255,078	144,274
	一部破損数	696,625	390,506

（２）阪神淡路大震災の被害

1995年の阪神淡路大震災は、六甲山地と海岸の狭い地域に細長く拡がる、阪神地区周辺350万人を大寒が近づいた１月17日の真っ暗な早朝６時前に起きた、大都市直下型の大地震でした。震度７の揺れが定義されて初めて、神戸市須磨区から西宮市まで23kmの海岸から１～３kmの範囲の帯状の人口密集地域、及び淡路島北淡町という広範囲を、その震度７の大地震が襲ったのでした。

そのため、犠牲になられた方のほとんどは家や家具の下敷きによる圧死等によるものであり、負傷者も多数にのぼりました。また、あちこちで火災が発生し、特に長田区や兵庫区では、広い範囲が全焼しました。なお、関東大震災の２倍の発火件数がありましたが、建物の不燃化の進展等で火災による犠牲者は559人と少なかったのは幸いでした。その中で、視覚障害者は18人が犠牲になりました。

大都市を直撃した激震のため、被害は、鉄道・新幹線、地下鉄など様々な交通機関、そして一般道路だけでなく高速道路が倒壊するという衝撃的な被害をもたらしました。電気、水道、ガスなどの生活必需基盤（ライフライン）にも壊滅的な打撃を与えています。

（３）東日本大震災の被害

＊地震の規模、津波の高さ・大火災

東日本大震災では、海溝型地震の震源域自体が岩手県沖から茨城県沖までの、およそ南北500km､東西200kmに及び、津波の被害地域は青森県（津波高さ11.8m）から千葉県（同8.7m）まで直線距離でも600km以上に及び、遡上した津波は高さ40mにも達し、北上川などを奥深くさかのぼったり、平野部では海岸から５km以上も襲うなど、未曾有の大災害となりました。

宮城県栗原市では震度７と阪神淡路大震災と同じ震度の揺れがあったほか、その後の余震は何度も続き、４月の大きい余震では、それまで持ちこたえていた建物に大きい損傷を与えるようなこともありました。一方、１ｍもの地盤沈下も起きて満潮時には浸水したり、茨城県や千葉県などでは広い範囲で液状化の被害が起こっており、東北から関東にかけての広い範囲で様々な大きい被害をもたらしました。

また、忘れてならないのは、大火災の発生です。気仙沼市だけでなく、山田町などでも大きい火災が発生しており、がれきが燃えていただけでなく、山林にも　火が移って、避難者に恐怖を与えた例もありました。また、千葉県のコンビナートで爆発があり、周辺住民が避難しています。

＊原発事故の広範囲な影響

さらには、東京電力の福島第一原発の世界最大の事故は、原発のある周辺の市町村はもとより、福島県下だけでなく宮城県や岩手県、そして関東各都県にまで深刻な放射線の影響が及んでいます。そのため、１か月以上たった３月28日時点の県外避難者数は、岩手県が 1,574人、宮城県が 8,494人に対し、福島県は 62,700人にも及んでいます。

＊仮設住居数など

なお、2012年３月28日時点の応急仮設住宅の完成戸数は52,812戸で、１年以上経ってやっと必要数に近づきつつあり、そのほか国の宿舎等が10,184戸、公営住宅等が8,504戸、そして、民間賃貸住宅の借り上げ戸数（みなし仮設）は68,543戸にものぼっています。このことは、様々な支援を考えるとき、仮設住宅だけではなく、ばらばらに存在する借り上げ住宅等も含めての支援が必要なことを示しています。

＊視覚障害者の犠牲者数など

その中で、視覚障害者の犠牲者数はまだ詳細の分からない市があり、全容は不明ですが、100人余と推測されています。障害者の比率は一般の倍以上になっているのですが、その一般では、高齢者の犠牲者は人口比の２倍以上になっており、障害者は高齢者比率が非常に高いので、傾向は合致していました。

２．東日本大震災と阪神淡路大震災の視覚障害者支援

（１）阪神淡路大震災の支援

ａ．支援団体ハビーの立ち上げ

１月17日に大震災が勃発したあと、日本ライトハウスの常務理事の川越利信氏が震災に専念して全面的に支援を行い、19日には「阪神大震災視覚障害被災者支援対策本部（通称ハビー）」という支援のための任意団体を立ち上げて、川越氏がトップだったＪＢＳ日本福祉放送と日本ライトハウス盲人情報文化センターの協力の下に活動を開始しました。

ｂ．視覚障害者リストの入手と集約

まずは阪神地区に住む視覚障害者のリストアップが必要ですので、関西地区の利用者登録が多かった盲人情報文化センターの利用者名簿、さらに日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンターのこれまでの入所者など施設利用者リストを元に、被災地域の視覚障害者を抽出して、支援に当たることとなりました。幸い震災の影響の少なかった大阪市肥後橋の盲人情報センタービルのＪＢＳ日本福祉放送が借用していた２階フロアと情報センターのサーバーのある上階とを結び、障害者データの入力・整理からはじまりました。

そしてボランティアを募集しての支援が開始されました。ボランティア元年と言われたときでもあり、ハビーにも順次集まってきて、現地へ支援物資を運んだり、様々な支援がはじまりました。

なお、神戸市と兵庫県に働きかけが続けられ、身体障害者手帳名簿を利用できるよう交渉が実って、最終的には半月後の２月上旬に、守秘義務が公的に認められている弁護士などが閲覧できることになりました。ただし、実際の作業としては、すべてを手で写し取る必要があったこと、写し取った個人情報が限定された管理者のみ扱うことが条件となりましたがハビーの情報管理では支援の効率化のためにかなり多くの支援者が見える方式としていたこと、この時点ではハビーも視覚障害者をかなり把握していたことなどから、この時点での神戸市からの個人情報提示はそれほどの効果にまではならないと判断して、結果としては利用しないことになりました。

ｃ．阪神淡路大震災の視覚障害者支援の取り組み

阪神淡路大震災では、倒壊した家屋や家具による圧死が大半でした。そのため、震災後に重要となった医療活動も倒壊した家屋などから救出された方への救急医療がかなり早くから動き始めていました。一方、任意団体の身軽さもあって、ボランティアを広範囲に募集し、視覚障害被災者支援に、すばやく取り組めていたと言えます。

また、関連して、神戸市は福祉がある程度は充実していた大都市として、震災前から様々な補助制度やサービスがあり、またその存在を知っていた人も多かったのです。行政も、神戸市は被災はしましたが、行政機能が低下した程度で、被災者支援に何とかあたることができていました。でも、東日本大震災においては、岩手県大槌町、山田町、陸前高田市、石巻市など、町役場や行政職員自身が大きな被災を受けて、震災直後は自治体の行政機能が機能を果たせなくなっていました。

一方、阪神大震災当時は、携帯電話等はほとんど普及しておらず、ＮＴＴから２０台を急いで借用したハビーが支援移動中に連絡をとるのに非常に有効だったのに対して、現在は多くの方々が所有していて、特に震災直後は機能しなかったことは、携帯電話しか有効な手段のない視覚障害者にとってはどうしようもない状況に陥ったとも言えます。

改めて、阪神淡路大震災を振り返ると、今回の東日本大震災が、大規模で、長期的な支援の必要性が高いことを思い知らされます。また、その時代と時代の時間の移り変りと、地域での特徴や福祉レベルの違いや、携帯電話やパソコン等をはじめとする科学技術の進歩が目覚ましいことも実感します。

しかし、それらがどのくらい被災者や被災視覚障害者が利用できたか、個人情報保護法によるプライバシー保護と救援活動との齟齬があったことへの法律・条例・制度の改善を求めていく必要があります。とりわけ災害への救助への意識面の統一（救助する側、される側）に必要だと感じています。

阪神大震災や中越地震で要援護者対策が必要であると事前に必要性が言われていましたが、どの程度実施できたのでしょうか。登録及び予備登録も、要援護者にとっての意識や行政や警察、消防にどのような可能性があったのかを考えていかねばならないでしょう。そして、想定外の災害ではどうであったのか、東日本大震災では、要援護者対策がどのように適用できたかを検証していかねばならないでしょう。

その点では、被災視覚障害者の支援活動において、阪神淡路大震災の場合は、実質上、日本ライトハウス盲人情報センターの職員と場所を長期間利用する形のハビーで行われましたが、各団体の動きは鈍く、特に当初は有効な支援体制とはなっていませんでした。

その反省は踏まえられていたのでしょうか。東日本大震災の取り組みはそれに応えていたのか、検証が必要です。

（２）東日本大震災の支援

ａ．東日本大震災の当初の状況

東日本大震災では、大震災が勃発して視覚に障害がある方々は甚だしく過酷な状況にあったことは分かっていました。被害の集中している沿岸部では道路が津波で寸断されていて、ガソリンも入手が困難な状況の中で、なんとかして被災地に行けたとしても、500～600km以上に1800カ所以上も点在する避難所をただ巡るだけでは、わずかな比率にすぎない視覚障害者を見い出すことは非常に困難なことは予想されました。

ｂ．団体リストの入手へ

そこで、まずは被害の大きい３県の視覚障害者リストを早急に入手する必要がありますが、阪神淡路大震災当時はなかった個人情報保護法による条例でがんじがらめになっている各団体も、任意団体を作ったところでリストは入手できないことは十分予測がつきました。そこで、情報やリハ関係の有志によるメールでのやりとりのあと、３月18日に対策会議が東京で開かれ、社会福祉法人日本盲人福祉委員会（日盲委）に対策本部を設置することが望ましいという結論を得て、３月22日に事実上設置が内諾されました（正式に決定されたのは28日の日盲委理事会です）。

すぐに準備を開始し、24日から28日まで、岩手県、宮城県、福島県の視覚障害者団体や点字図書館（情報センター）、盲学校同窓会に働きかけを始めました。指定管理者制度も加わって予想どおり個人情報の壁は厚かったのですが、「日盲委」というすべての団体の上位となる、全国的にも実績のある組織のおかげで次々とリストを得る準備を進めることができました。

＊ 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会とは？

わが国における総括的視覚障害関係団体で、視覚障害者の父と称される岩橋武夫氏とともに鳥居篤治郎氏が日本の視覚障害者の世界を支えてこられました。岩橋氏のあと視覚障害者の全国団体である日本盲人会連合（日盲連）の２代目会長となられた鳥居氏は、日盲連のほか、点字図書館など施設の日本盲人社会福祉施設協議会（日盲社協）、そして教育界の盲学校長会を大同団結した日本盲人福祉委員会（日盲委）を1956年に立ち上げ、現在の障害者福祉の基礎となる数多くの成果をあげてこられました。今回の大震災に当たっては、日盲委の３団体と各地域の施設・団体・学校に加えて、全国視覚障害者情報提供施設協会、東北に唯一のリハビリテーション施設を持つ日本盲導犬協会、相談支援などの専門家の視覚障害者リハビリテーション協会が協力して、支援活動が進められています。

ｃ．支援員の体制と準備

４月に、視覚障害者の相談支援に当たっているリハの専門家を全国から募り、日本盲導犬協会のリハ部門の全面的な協力を得て延べ50名でチームを作り、岩手県・宮城県・福島県の沿岸部を中心に訪問支援を実施しました。まず自宅を訪れ、流されていて付近の避難所を探し回り、支援する、という活動を４月下旬まで行ない、岩手・宮城・福島３県で沿岸部の視覚障害者586人のうち連絡の取れなかった236名を支援することができました。が、連絡の取れないままの方もおられました。

でも、残念ながら、苦労して入手した団体・施設利用者のリストではあるのですが、これらの方々は、身体障害者手帳の発行数からすると10数%であり、団体にも属さず点字図書館等も利用しない方々については、行政のリスト、つまり個人情報の壁を乗り越えられるかの問題がありました。でも、“８割あまりの人たち”についても何とか支援できないかと、各県と厚労省などと粘り強い折衝を続けて、６月以降の新たな支援に結び付けることができました。

＊ 対策本部の視覚障害者支援状況　（2012年３月末現在。）

項　　目	合 計	岩手県	宮城県+仙台市	福島県+いわき市
支援対象者数計	**3961**	**904**	**1811**	**1246**
４月支援	586	201	273	112
５月等支援	51	17	34	―
６月以降支援送付 （県･市送付日）	**3324**	**686** 7/26	**1100＋404** 6/17　9/8	**389＋745** 12/7 <2/22>
直接支援数 計	**(1455)**	**(352)**	**(612)**	**(491)**
４月支援(訪問)	**236**	115	88	33
５月支援(訪問)	51	17	34	―
６月以降支援要望	**1168**	**220**	**402＋88**	**148＋310**

2011<2012>年

ｄ．それまで接触のなかった方々への支援

「被害の大きい沿岸部の重度視覚障害者の全員に、日盲委の支援情報を、県などから送付してもらう」という新しい取り組みが実現しました。個人情報には接触することなく、支援の要望のあった方から直接連絡をいただく、という方法です。

宮城県から送付してもらった直後から、同封してもらったはがきや、電話･Fax で、続々と支援の依頼が日盲委に寄せられ始めました。岩手県は7月26日、仙台市は9月、福島県は12月、そして最後になったいわき市は２月22日に送付され、今も日盲委に支援の要望が続いています。その結果は2012年３月で次のようになっています。

「何らかの連絡」が届いたと思われる人は、約４千人

「要望が日盲委に届いて支援している人」は約1450人（４月時点236人の６倍）

この結果が明らかにしたのは、私たちの目にも触れずにひっそりと生活されている、非常に多くの「中高年からの中途視覚障害者」がおられることでした。さらに、その中の多くの人たちは「音で知らせる時計も知らない」というように、情報から取り残されていたことでした。

（３）東日本大震災と阪神淡路大震災の比較から

＊ 阪神淡路大震災は直下型大地震で家屋の損壊や家具の倒れによる被害が中心でしたので、まずは自宅に行っての確認が最初の支援でした。しかし、東日本大震災は、津波の被害が中心であり、自宅が跡形もなくなった方が多くおられ、探すのが大変になっていました。しかも福島の原発になると、あっちこっちへ６回も移動を余儀なくされた方すらおられ、どこへ避難されているかが相当つかみにくくなっていました。

＊ 阪神淡路大震災は被災範囲が限られていましたので、避難所もかなり集中しており、片っ端から訪れても比較的視覚障害者を見つけやすく、安否確認が早期にでき、支援に何度もいくことが可能でした。しかし、東日本大震災は被災範囲が非常に広範囲であり、一度行くのがやっと、という状況でした。

＊ 阪神淡路大震災は「現地建築」が可能で、復興についても比較的分かりやすかったと言えます。しかし、東日本大震災は「次の津波への対策」での高台移転や避難ビル建築、さらには地盤沈下、田畑の塩害、そして原発と、大きすぎる課題がいくつもあり、そのままの復興が困難で、復興の大きな妨げになっています。

＊ 仮設住宅について、阪神淡路大震災の教訓から、村落がまとまっての移動などの配慮がなされましたが、場所の問題や仮設戸数とのミスマッチも多くなり、仮設が遅れていたのに空き部屋が増える、ということになりました。

＊ 阪神淡路大震災では視覚障害者も比較的自立していた人も少なくなかったのですが、東日本大震災では農山漁村型というような面もあって、まずは家族の中での障害者が目立ちました。また、高齢者の比率が平均よりかなり高く、視覚障害者の問題に加えて高齢者の問題がより深刻でした。

＊ 阪神淡路大震災では行政がまだ機能しており、制度の利用も比較的早い目におこなえましたが、東日本大震災では壊滅的な自治体も多く、復旧しても移転先になって、視覚障害者は特に利用が困難でした。

＊ 阪神淡路大震災以降、重視された身体障害者対策としての要援護者登録の制度は、東北では登録率も低くほとんど役だったとは言えませんでした。また支援に行くべき消防団員の多くが水門を閉めに行って被災するなどの状況からすれば、登録数が増えていたとしてもだれが何人支援できるのか、難しい面があると思われます。

以上、災害規模と地域による違いの特徴などをよく見ていくと、1995年の阪神淡路大震災の時点から、今回の東日本大震災に到達するまでの期間に何が変わったのか、本当に対策がとられてきたのかを考えさせられます。障害者、とりわけ視覚障害者を取り巻く多くの人々や団体関係者が、それぞれの地域や都道府県、国レベルで、大規模災害対策・被災視覚障害者支援をいかに考えてきたのか、ということを反省するよい機会であると感じています。

3　風水害について

2011年９月に、視覚障害者も犠牲になった和歌山県と奈良県にまたがる地域での大雨による大きい水害がありました。視覚障害者にとっては、風水害も、回りの状況を把握できない多くの困難や、地形の変化による対応の難しさもあげられます。

（１）状況を把握できないことの困難さ

暴風や豪雨が近づいて到達し、去っていくまでの時間は、他の災害と比べてかなり長いこと、そして状況は刻一刻と変化していきます。そうした状況の変化を視覚障害者が把握することはかなり難しいと言えますし、それが不安をいっそう高める要因ともなります。

台風が上陸する可能性がある場合は、家屋の点検を行い、自宅の戸締まりの確認や屋外の飛散しそうな物を固定したり収納したりする必要がありますが、このような状況の確認や固定することは、視覚障害者単独ではかなり難しいのです。そして、台風などが通過した後の屋内外の状況確認も難しいのです。

暴風や豪雨が発生しているとき、屋外は雨や風の音が大きすぎて、他の音を把握することはかなり難しくなります。また昼間でも薄暗くかすんでくるので、弱視者も視覚的に把握することが難しくなっています。

風水害に関する全体的な情報はラジオなどで逐次把握することもできますが、視覚障害者が住むその地域の状況把握が困難なのです。また、避難に関する情報が出された場合でも、そのような場合は、川と道路との境目も確認しにくくなり、周囲の状況を把握できない上に風で飛ばされた物体をよけることもできないので、分かっている道でも屋外を単独で避難することは難しいのです。

（２）地理変化の危険

豪雨が降り続くと土砂崩れが発生するおそれが高まります。土砂崩れに巻き込まれた事故の報道を見ると、土砂崩れの発生の把握そのものは、視覚障害の有無にかかわらず困難であることを伺い知ることができます。しかし、目が見えている人はうまく避けて、事故にならずに済み、報道されなかったケースも多くあったと推測できます。このような、視覚的に状況の変化を監視し続けて、危険を予測しての避難は、視覚障害者にはできませんので、がけなどの状況が見えないことが、余計に不安を強めることとなってしまいます。なお、万が一、土砂崩れが発生した場合には、発生直後にとっさに適切な方向へ逃げることは当然難しいですし、そのあと、土砂崩れによって道路が埋まっているのかどうか、地形が変わった中での移動は大変危険です。

なお、暴風や豪雨が過ぎ去った後は、多くの障害物が道路に散乱していますし、場合によっては道路の破損や陥没が生じていることもあります。そのため、災害が去った後でも移動できずに家に籠らざるを得ない状態になる可能性があります。

さらに、このような、地理の変化による困難な状況は、長期化することも考えられます。橋やトンネルとなると、さらに復旧作業は遅れます。これまで慣れ親しんできた道や交通手段が使えなくなり、新たなルートを獲得する必要が出てくるかもしれません。あるいは従来利用してきた医療機関やデイサービス、リハビリ施設なども使用できなかったり通えなかったりする可能性もあります。

Ⅲ 視覚障害者に必要な災害に関する情報や知識

被災視覚障害者を支援する者として、「視覚障害者に伝える」ために知っておく必要のある知識です。すべてを視覚障害者に伝えるのではなく、その人が必要とすることだけをあなたが選んで伝えるようにします。そのために、内容を十分理解しておいてください。

１　災害前の準備

（１）ご近所といっしょに逃げる！

災害に対するもっとも大切な防災活動は、
「常日頃から積極的に外出し、ご近所等との関わりを持つこと」です。

阪神・淡路大震災、東日本大震災においても多くの方がご近所の方々に支援されて避難しています。一緒に逃げる事は決して申し訳ないことではありません。

逆に遠慮することで、後々周囲に迷惑をかける事態も引き起こす可能性があるかもしれません。

津波地域では「いのち（津波）てんでんこ」などという言葉が伝えられています。この意味は助かるために「それぞれがばらばらに逃げる」「自分の命は自分で守れ」などという意味です。また「一度逃げたら絶対戻るな」ということも含まれています。

しかし視覚障害者・児にとってはてんでんでは逃げられないのです。誰かと一緒に逃げる事をはじめから予定しておく必要があるのです。

ａ．災害が発生したら情報を得よう！

そのために前もって災害が発生したら、素早く情報を取得し、近所の方々と次の行動を話しておくことです。今回の津波も地震発生から津波到達までに多少の時間があり、こうした時に避難所は何処なのか、いつ避難するかといった会話（打ち合わせ）を行うことで被害を最小限にすることが可能になります。

ｂ．避難所と、ルートを確認しておこう！

つぎに避難所までの経路等を把握しておく必要があります。また避難する道もいろいろと歩くことにより状況を理解しやすくさせます。名前は知っていてもそこへ行くまでの道順が複雑でわからなかった、あるいはより遠回りしてしまい、津波被害にあわれた方もいらっしゃいます。

日ごろから知っている地域だからこそ「なんとかなる」という思いではなく、まず避難所に行ってみることが必要です。

年一回は開催されている防災訓練などにも積極的に参加しましょう。これは視覚障害だからといって無理なことではありません。一緒に行くということで何人かの方と道順を覚えておくことが、発災時には貴重な情報になる場合もあります。

また自分よりもご高齢の方、あるいは乳幼児・児童などへもまず自分が落ち着いていることで支援者にもなれるのです。「たしかコンビニの角を右へ」と言う、知っている情報で周りの方の目をその時に借りながら避難することができるのです。当然住宅の倒壊などで道が塞がれている事などはその場にいませんと分かりませんが、いくつかの道順を歩いているのであれば、違う道を思い出し、指示できます。

ｃ．非常持ち出し品とは？

非常持ち出し品や備蓄品については
「命にかかわるもの」
「無いと困るもの」
「あったら便利なもの」
を想定して準備しておきます。災害時に用意はしてあって使わなかった事はよいことであり、危機管理において「価値ある無駄」（佐々淳行氏）が必要です。
基準3日分（72時間分）また避難所生活において必要と思われる物を巻末の表(p-84-)から運ぶことを想定し準備します。家族がいる場合はそれぞれ仕分けして準備などします。すべてではなく選別してください。

（２）非常持ち出し品の準備
「衣」「食」「視覚障害者の日盲生活用具」その他

ａ．非常用持ち出し品

すべてに氏名・住所などの記名をしておきます。点字使用の場合は事前にタックシールに点字を書いて貼っておく、音声ではＩＣタグを利用した機器類（ｆ．エ．p-53-）もあり事前に登録しておけば他人のものと間違えることもありません。

また当たり前ですが、避難する時に必要な物資はリュックなど手がふさがれないようなカバンに詰め、運べる重さにする必要もあります。あれもこれも詰め込む事はやめ、緊急時といわれる72時間を最低過ごせるだけの物資とします。「ないと困るもの」として優先順位を決めて準備します。また家族等の同居者がいる場合はそれぞれが身の周りに保管しておきます。

水は一人一日3リットルと計算し準備します。

笛やライトなどは閉じ込められた時等に存在を知らせることができます。声で叫ぶことはかなり体力を消耗します。首から日ごろから下げておく、携帯電話等のストラップとしてつけておくと便利です。また自家用車のトランク等にも同じように用意しておきます。

ｂ．季節に合わせた衣類（下着含む）

夏場は服も薄手になりますが、冬はそうはいきません。ただ厚手のものばかりではかさばるだけです。日ごろから薄手で保温性のある衣類を準備しておきましょう。

今回も津波警報をお聞きになって避難するために何枚も着て被害にあわれていることも見受けられました。ある程度動きやすい服装になるように着すぎない様に注意します。肌着などは重ね着をすることで保温効果は高まります。

またアルミシートや新聞紙・ラップなども体に巻きつけることによって体温の低下を防ぐことができます。

ｃ．トイレ

避難生活では障害者にとってトイレは最も困ります。簡易トイレや衛生品などはかさばらなく、しかも重くもありませんので多少大目に準備しておきます。

また水の確保は難しいので日ごろから雨水をためておく、浴槽に水を張っておくなどしておきます。下水道の復旧は、電気やガスなどに比較して遅くなってきます。

しばらくはトイレの移動のために援助依頼をすることが出てきますが、遠慮しないで依頼しましょう。またトイレに行かないようにと水分を控えたりすれば脱水症状となり体調を壊したりしますので無理は禁物です。

ｄ．持病等への対応

薬などを服用している場合は投薬を受けた時に小分けして最低限の保存をしておくことが大切ですが、何より薬の名称や作用を理解しておくことが重要です。薬の処方は緊急の場合診断を受けることができにくく、名称や作用を知っていることで提供を受けることもできます。

また透析など日ごろから医療機関に通っている場合は、要援護者登録の際に伝えておきます。さらに医療機関にも災害が起きた場合に他の医療機関を利用することも伝えて紹介してもらうこともできます。発災3日程度は限られた設備の中で限られた治療しか受けられない事を理解しておきましょう。

＊既往症の方、または食事制限などがある方

事前に医師に災害時に必要な事をお聞きしておきます。最近は非常食などもアレルギーや塩分表示などがされているものもあります。薬等も使用期限を確認しておきます。

ｅ．視覚障害者のための筆記用具など

＊白杖

視覚障害であることを周囲に知っていただくため、障害物を回避する、情報を取得する等の意味があり、避難する際も周囲の援助が得やすくなります。

多くの方は見た目では視覚障害と分からない場合が多く、そこにいるすべての方が被災者と考えた場合にも、白杖を所持している場合と所持していない場合とでは大きく

異なります。日ごろ使用している方はもちろん、ほとんどもっていない方でも携帯型（折りたたみ式）の白杖を常に持ち出し袋、枕元などにおいておきます。

支援者としても白杖がわかれば声をかけやすくなります。避難後もできるだけわかるように所持しておきましょう。

＊点字器など筆記用具

避難所では入口等に紙による掲示板が作られています。避難者名簿や行方不明リスト、備蓄品や被災者の方々の様々な伝言等があります。

誰かに代筆等を依頼する場合で、家族の名前や生年月日などは正確に覚えておきましょう。晴眼者に情報提供してもらいながら代筆や代読をお願いします。またアナウンスで聞いたことをメモするなどはご自身で行うことが最善です。間違った事を伝え聞いたりすることもありますので、必ず筆記用具は持参しましょう。

携帯型の点字器やブラックノートにホワイトペンなど各種見やすく読み書きできる筆記具が販売されています。また携帯電話会社から緊急の携帯電話を配布されることがありましたが、誰かに伝えるために自分の携帯電話番号や新たな家族の電話番号等を記録しておくと便利です。

ｆ．音声対応機器類

災害時に便利な音声対応の機器類は次のようなものがあります。

ア．音声方位計・コンパス

方角を知ることはおおよその向きを知ることができます。津波の場合もどちらが海の方向なのかを知っていることによって反対側を知ることができます。地震等の瓦礫で道路が歩きにくくなった場合は思っている方向へ進むことができません。そうした時に役立ちます。また避難所の方角などを周囲の方にも伝えることができます。

イ．障害物感知器

「パームソナー」や「みるぶる」等。行き先に障害物がある場合にそこまでのおおよその距離（～１、～４メートル）がわかります。ただし、下がった電線など細い物には感知しない場合もありますので過信しないで利用します。

ウ．光センサー

自宅避難等している、あるいは夜間電気が消えている場合は必ず灯りをともしておきます。暗い場合に晴眼者は留守だと思う場合もあります。また停電などの場合でも明るい場所を探すことにも役立ちます。明るい場所には多くの方が集まっている場合があります。ただし火災による明るさも同様に感知しますので注意します。また季節などによっても夜明け日没時間が異なります。

エ．音声メモ・ＩＣレコーダー

ものしりトークやタッチメモ等：メモをとることの代わりに利用します。また事前に非常持ち出し品にＩＣタグを張り付けておくと混雑したところでも自分の物を確認し、必要なものを取り出せます。高価なものから安価なものまで市販されています。ボタン電池で動作している機器もあります。

＊ 避難所や備蓄品として置いてあると便利なグッズ
（1）音声血圧測定機
（2）音声体温計
（3）拡大読書機
（4）白杖
（5）点字器など筆記用具
（6）ＩＣレコーダーなどの録音再生機

ｇ．水・食料

ア．水

一日一人3リットルを目安に準備します。自分で持ち運べる重さにします。そのため雨水を浄化し飲料水にできるフィルター付きボトルなどの浄水器は軽くて便利です。

イ．食料

体調に合わせた材料を選択します。水分が限られているので噛み砕きやのみこみがしやすい食材を選びます。事前にその準備方法を理解しておきましょう。

（３）住居の耐震への備え

ａ．地域の災害の歴史

居住している地域の過去の災害について知っておくと、災害に対する意識や準備が理解しやすくなります。またお住まいの地域の特性、たとえば山が家の裏にある、河がカーブしているところに建っている、造成地に作られているなど自宅周辺を歩いて知っておくと発災時には落ち着いた行動ができます。

また地域で出されているハザードマップ（自然災害による被害を予測して、その被害範囲を地図化したもの）を自治体などで確認し、居住地域はどうなのかを知っておくことも大切です。ただし文字や図式ですのでその確認には晴眼者が必要となります。

ｂ．耐震化（住宅・家具等）

昭和43年（1968年）の十勝沖地震（M7.9）をきっかけとして、昭和56年（1981年）6月に新耐震基準が変更され建築基準法の改正に至りました。それまでは震度５程度の耐震基準でした。昭和56年（1981年）５月以前に新築・改築・増築をされた住居は耐震診断を受ける必要があります。それ以後でも耐震診断を受けると安心です。自治体などで無料や補助金等の耐震診断や耐震補強がありますので問い合わせてみましょう。

また住宅だけではなく門柱や塀も確認しておきます。集合住宅では通路や非常扉、ベランダの避難器具等もチェックするポイントです。自宅内が大丈夫でも外にある門扉などが道路に倒れて怪我をさせることもあります。特に見つけにくいひび割れやサビ等は晴眼者に確認してもらいましょう。自宅が倒壊しなければ、そこが避難所にもなり、被災時には最も過ごしやすい場所となります。

家具の転倒防止は比較的安価にできる防災対策であり、命を最初に守る行動となります。いのちを守れれば次に自分自身が支援者にもなることができます。
ホームセンターなどで転倒防止グッズが販売されていますので、部屋を調べ家具等にあった防止措置を行います。また地域ではボランティアやシルバー人材センターなどで設置してくれる団体もあります。自分で設置困難であれば問い合わせてみましょう。

＊ 固定すべき主な家具

固定すべき主な家具は次のようなものがあります。

A）棚

飾り棚や本棚などの扉が無い物は、すべてが落ちてきます。上のほうには重い物を載せないようにします。また大量の書籍が並べてある本棚は紐で落ちないようにしておくなどします。

B）壁に掛けてある時計

フックなどで掛けてある時計は、飛んでも落ちても安全なプラスチック製や、表面にフィルムなどを張っておくなどしておきます。ガラスは割れて怪我をする恐れがあります。

C）テレビ・冷蔵庫

最近の薄型テレビや冷蔵庫には購入時にチェーンなどをつけるフックが同梱されていますので最初に固定しておきます。また台所は狭い上に棚も多く、冷蔵庫の転倒や食器類の飛び出しなどによって出入口をふさがれ出られないこともあります。

D）炊飯器・電子レンジ

意外と炊飯器が飛んでくるなどの事例もありました。高い場所ではなく粘着性のある耐震マットなどをひいておきます。

E）食器棚

特に食器類の飛び出しを防止します。ガラスや陶器類は勢いよく飛び出し重大なけがにつながります。また棚そのものが重くなっていますので、危険です。特にシステムキッチンはシンクの上につくり置きの棚等がありますので、扉が開かない器具などを設置しておきます。

F）たんす

特に背の高い物には注意します。また寝室に置いている場合もありますが、倒れて出入口が塞がれる事もありますのでしっかりと固定します。

G）照明器具

吊り下げ式の照明器具は振り子のように揺れ、外れて飛んでくることもあります。必ず予備のフックやチェーンをつけ外れないようにしておきます。また電球や蛍光灯がむき出しになっている器具は落下した時に割れて怪我をする恐れがありますのでカバーがついた器具などに取り換えておきます。

H）エアコン

壁掛け式、窓枠式のすべてが落ちて飛んでくることがあります。また1回以上の壁に設置してある室外機も落下しないように固定具を確認しておきましょう。

I）窓ガラス

フィルター等を張って割れてもガラスが飛び散らないようにしておきます。

J）ピアノ

重量もあり地震で左右に揺れて向かってくることもあります。足もとは動かないように固定しておきます。

K）施術用ベッド

材質はともあれ、あらかじめ床に固定しておくといざとなった時には潜り込むことで体を守れます。

L）その他の治療器具

鍼や脱脂綿など保管している器具類は飛び出しが無いように棚などにカギなどをつけておきます。

＊ 転倒防止金具（固定器具）

転倒防止金具（固定器具）には次のようなものがあります。

A） L字かな具（写真）

大きさは各種ありねじなどで壁と家具をつなぎます。

B） 鎖・ベルト・紐（写真）

金具だけでは補強できない場合や壁に打ち込みがしにくい場合に用います。

C） 家具固定棒（写真）

壁で固定できない場合は、天井と家具の間で固定します。

基本は家具と天井の隙間をなくすことで転倒の多くを防ぐことができます。

D) ストッパー式（耐震マット）（写真）

家具の脚等に入れますが、L字かな具やベルトに比べると弱くなりますが粘着性があるものでかなり飛び出しが防げます。

E) 開き扉防止ストッパー（写真）

揺れた時にだけ反応し扉が開かないものから、随時フックを掛けておくタイプのものまで各種あります。

F) 飛散防止フィルム（写真）

大きさに合わせてカットできる物や、そのままを張り付けるタイプもあります。また 窓などには できるだけ厚手のカーテンなどをつけておくことも危険防止になります。

注意：いずれも組み合わせることで効果は上がっていきます。

（４）火災予防

地震が起きたら火災も起きると想定しておきます。火災を防止できることは被害を少なくすることができます。火の元の点検はもちろん次のような対策を行います。

火災での被害の多くは煙を吸い込んでの一酸化炭素中毒です。一酸化炭素は無色・無味・無臭の気体です。気付かないうちに吸い込んでしまって意識を失いいのちを失うことも多くあります。頭がふらふらしてくる、顔がほてってきた、頭痛、吐き気などが症状として起こります。初期消火の際は周囲と声かけ合いながら状態を把握して決して無理はしないようにします。

A）日ごろから購入する家具やカーテンなどは、できるだけ防炎加工が施されている商品を選びます。（防炎マーク写真）

B）高齢者や幼児等を一人で残しておかないようにします。どうしてもの場合はお隣等に声かけしておきます。

C）バケツ・投てき水パックなどに水を常に入れておく。

これは水道水を入れておけば飲料水にもなります。一定期間で交換しておきます。

D）消火器や消火器具は誰でもがわかりやすいところにおく。

家人だけが知っている場所に保管していたらいざとなった時に周りの方に協力が得られません。家の中の誰もがわかる場所に保管しておきます。また自治会で防火用水表示や消火栓表示、放水ホースや消火器が保管されている地域もありますので確認しておきます。

E）燃えやすいもの等を火の元付近に置いておかない。

多くが台所や給湯器などの周りで火災が発生します。そうした場所に燃えやすい物を常時保管しておくことはやめましょう。

F）ガスボンベや灯油容器等は転倒しないように常置しておく。

冬季になれば 灯油缶が家の中にも 設置することがありますが、必ずしっかりと栓は締めて転倒しないように 紐やチェーンで 周囲を縛っておきます。またボイラーなどを使用している地域では外の燃料タンクも確認しておきましょう。

G）ガスの元栓や電気のブレーカーの位置の確認と操作方法を確認しておく。

瞬時に遮断されるとしても必ず元を切っておきます。復旧後の通電火災が予測されますので、すべての電化製品はコンセントから抜き、ガス器具は元栓を閉めておきます。

H) 災害後のガスのマイコンメーター（p60）や電気のブレーカーの復旧の仕方を確認しておく（通電火災予防)。

広報や放送で復旧の情報が入って周囲が入れ始めると途端に停電したり、ガスのにおいがしたりする場合がありますのであわてないで対応しましょう。

I） 小さい火のうちに消し止めるために周りの人に協力を求めます。「119番」も忘れずに火を見たらすぐ逃げろではその火災が大きくなる場合もあります。協力して消火できるうちに行いましょう。

J）天井近くまで火が上がった場合が目安です。消火をやめすぐに避難します。あくまでも目安ですので、縦方向だけではなく、横方向にも広がった場合を判断して即座に避難しましょう。

K）避難する場合は姿勢を低くして口等にハンカチやタオル等を当てます。

L）避難した後に絶対戻らない、中に人がいる場合は周りに声かけします。ただし消防が対応している場合は任せます。

（参考）

＊ 火災報知機

火災報知機の設置義務化が、新築住宅に関しては平成18年6月1日から、既存住宅に関しては市町村条例で定める日(平成23年6月までの日)より施行されています。

＊ 消火器

消火器には次のような特性があり、適応火災表示色として 以下のようになっています。購入する時、使用する用途を確認しましょう。

（1）白色　普通火災（木材・紙・布などが燃える火災）
（2）黄色　油火災（灯油・ガソリンなどが燃える火災）
（3）青色　電気火災（電気設備などが燃える火災）

＊ ブレーカー（電気遮断機）

ブレーカーは各電力会社に事前に確認をしておくか、建築メーカーにお尋ねください。

以下の手順で行います。いずれの作業も必ずすべての電化製品をコンセントから抜いたうえで行います。（参考：中部電力）

（1）サービスブレーカーが切れているとき

紐（契約電流が３０Ａ以下）を引きます。あるいはつまみ（契約電流が４０Ａ以上）を上にあげます。

（2）漏電ブレーカーが切れているとき（左から「上下つまみ」「テストボタン（赤色、緑色または灰色)」「復帰ボタン（黄色、または白色)」の順）

① すべてのブレーカーを「切」にします。漏電ブレーカーが「入・切」の中間で止まっている場合は、一度「切」にします。

② サービスブレーカーを「入」にします。

③ 漏電ブレーカーを「入」にします。（ボタンを押しますがボタンの無い器具もあります。）

④ 押しボタンが二つあり、どちらかわからない場合は二つとも押します。

⑤ 上下つまみを上にあげます。（上がらない場合は一旦下に下げてから再度上にあげます。）

⑥ 安全ブレーカーを一つずつ「入」にします。

ただし操作の途中で漏電ブレーカーが「切」になったら、その回路だけを「切」にし、電気工事店へ連絡し調べてもらいます。

（3）安全ブレーカー

つまみを上にあげることで復帰します。（下に下げる器具もあります。）

＊ マイコンメーター

マイコンメーターとは、震度５程度以上を感知すると自動的にガスを遮断する感震器付のガス遮断器です。一旦ガスがストップしても、ガス供給が継続されている地域ではガス漏れなどの被害が無ければ復帰操作で再びガスが使用できます。

復帰手順は以下の通りです。ランプの点滅をチェックしないといけないので必ず晴眼者と行ってください。

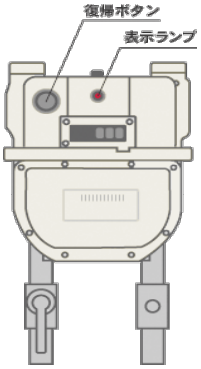

① メーターの赤ランプが点滅していたら、ガス器具の栓を閉じる、給湯器の運転スイッチを切る、屋外の器具も忘れないよう、すべてのガス器具を止めます。（ただしメーターの元栓は締めません。）

② 復帰ボタンのキャップを手で左に回してはずします。（キャップの内メーターもあります。）

③ 中の復帰ボタンを奥までしっかりと押して、すぐに手を離します。手を離すとボタンは元に戻って、赤ランプが再び点滅します。

④ キャップを元に戻して、約3分待ちます。赤ランプの点滅が消えればガスが使えます。

（５）水害予防

水害は事前にテレビやラジオからの気象情報から、ある程度余裕をもった準備ができます。あわてないで早めに対応することです。降雨量などに注意して避難準備をします。また地震による液状化現象で道路に土砂や水があふれ出てくるなどの地域ではないかを確認し、水面より高い地域をとおる移動ルートを見つけておくことも大切です。出入口近くに土のうなどを準備しておきましょう。

① 少しの浸水を防ぐために大切なものは日ごろから2階など高い位置に保管しておきます。

② 急に浸水してくることも考えいつでも避難できるよう持ち出し品は手元に用意しておきます。

③ 浸水した道等を歩く場合に長靴は危険です。履きなれたスニーカーなどで脱げにくい靴をはきます。

④ 出水している道路は、慣れた道でも側溝のふたやマンホールがずれていたりします。長い棒や白杖で足元の安全を確かめながら歩きます。

⑤ 複数人で避難する時はお互いの体をロープなどで結んで避難します。
歩ける深さはせいぜいひざ下程度です。それ以上は無理をせず高いところへ避難し救援を待ちます。絶対に地下街や地下道へは移動・避難しないようにします。

（６）津波災害

震度４以上の地震が発生した場合、津波被害の予測される地域に居住している場合は、避難準備をして、指定されている高台の避難所へすぐに避難します。

衣類はできるだけ身動きがとりやすい服で避難し、避難中に津波は様々な道からあふれてきますが、落ち着いて避難します。

津波地域では｢避難誘導標識板｣等を確認して防潮堤の避難口や避難階段などで「避難ビル」等指示されている高台などへ移動します。

津波は連続して起こります。第一波が過ぎ去ったからと言って海辺や河川に近づかないように、必ずテレビやラジオからの情報を聞いて、必要であればより高い場所へ避難します。

防災放送等が流れている場合も指示に従い、荷物を取りに戻る等の行動は絶対してはいけません。

（７）台風・竜巻（突風）災害予防

台風の進路や状況をテレビやラジオからの気象情報から、ある程度余裕をもった準備ができます。急な増水や突風等が予想されます。早めに避難することが大切です。

窓や雨戸は鍵をかけ、必要であれば板などを張っておきます。

排水溝や雨どいが詰まっていないかも確認し流れやすいようにしておきます。

庭木や物置、ゴミ箱など外に出ているものが飛んだり、折れたりしないように添え木や補強をしておきます。家に入れても大丈夫なものはかたづけておきます。

屋根などが飛ぶこともありますが、台風発生中等の補修は、滑って落下したりすることも考えて、できるだけ前もって補修しておきます。

避難する時は風などで物が飛んでくることもありますのでヘルメットなどをかぶります。またレインコートや風を通さない上着は逆に風に巻き込まれて転倒したりする場合がありますのでできるだけ体に密着するような上着を着る等します。

停電や断水などが起こり寒さ対策のたき火やろうそくなど火を取り扱う時はフェーン現象などで火災が起こりやすくなっているので注意します。

（８）土砂災害予防

水害や地震などで地盤が緩んでいる場合に発生しやすくなりますので、居住地の地形や特徴を理解しておきます。また崩れた時の土石流等の速度を考えると早めの避難が大切です。山崩れの場合およその目安として高さの３倍の横幅で崩れる可能性があります。

扇状地（扇形に広がっている地形）・樹木が少ない山間地などは、上流での雨の降りかたで急な土砂災害が起こる可能性があります。

河川敷を埋め立てた場所等は大雨による洪水の危険が出てきます。

崖崩れ・地滑り・土石流の前兆として、「急な湧水」「水の濁り」「亀裂」「小石の落下」「ひび割れ」「音」「山鳴り」「川の水位が下がる」「川の流れに流木が混ざる」等があります。

早めの避難が大切ですが、山沿いや川べりは外した道で避難します。

（９）避難場所及び避難経路と移動手段

自宅から避難所までを事前に歩いて周囲や建物等を知っておきます。倒れそうな自販機や木造の空き家などがあればその付近を通らないルートを探しておきます。

＊通学・通勤

通学・通勤路は時間帯や場所によっては被害が大きくなる場合があります。また帰宅困難（p70）になる距離（概ね20キロ以上）にある場合は最寄りの防災施設や避難所等を確認しておきます。また知らない地域の場合は特に、行く前に事前にルート等を確認しておくと安心です。

＊散歩

自宅周辺は知っているつもりでも危険個所などを見落としがちになります。ブロック塀や自販機など転倒する可能性があるものの位置や自宅までの複数のルートを日ごろから歩いてみます。

＊日常の買い物

日ごろの食料品や衣類などを買い物される場所は知ったお店や人を増やしておくことで発災時には支援が得やすい場合もあります。特に日常においては二通り以上の道順を調べておきます。

様々な生活の習慣の中、いつどこで災害が起きるかわかりません。ただやみくもに逃げる道を探すのではなく、ある程度決まった行動の場合は、平時に余裕を持って周囲、付近を歩いてみることが大切です。その中で想定し、どこに行くか、連絡は？等の計画を立て、安全確認手段を確保し、被害状況等を情報取得し、水や食料の確保、移動・輸送手段の確保、怪我した場合の救護対策などが必要となります。

（10）情報の取得

視覚障害者にとって地域の状況がわかりにくいために情報の取得は最も大切です。ただあわてて情報をうのみにせず、冷静に判断します。

ａ．ラジオ

視覚障害者にとって外部からの最上の情報発信源となります。電池等を必ず確認しておきます。また被災後は地元のＦＭ局が身近な情報を発信することもありますので、ＡＭ・ＦＭ・短波放送等が選べるタイプのラジオを準備しておきます。情報を周囲の方にお伝えする事も大切な支援になります。避難所等ではイヤホンなどを用意します。また復旧が始まるとコミュニティＦＭ放送等身近な情報発信がされることもあります。

ｂ．テレビ

発災時は緊急地震速報を除きほとんどが文字情報となる場合があります。周囲の方に読んでいただくなどして状況を確認します。

ｃ．防災放送

自治体で進められているのが、学校等の公共施設における防災スピーカーの設置です。場所によっては建物によってさえぎられていたり、反響したり聞き取りにくい場合もありますが、聞こえる場所を探す、あるいは周囲の方にお聞きするようにします。落ち着いたら避難所等へ移動します。

参考：警戒宣言はサイレンの鳴り方で伝えています。
45秒鳴らして15秒休むの繰り返し

ｄ．消防や警察の案内等

パトカーや消防車から緊急時に案内放送がなされます。しっかりと聞き次の行動に役立てます。また避難ルートを指示していたり、通行禁止の場合等は必ずその指示に従いましょう。

視覚障害者にとって最も大切な情報源はラジオです。常日頃から携帯型ラジオと電池は常備しておきます。また一年に一度は動作と電池の確認をしておきます。充電式電池や充電器なども避難所生活では必需品となります。

テレビは映像が主体であるために視覚障害者にとってはあまり役に立ちません。また文字放送等も音声では確認できません。緊急地震速報等はある程度の情報になりますが、参考情報として、晴眼者から情報を得ましょう。

防災放送は多くの自治体が設置しています。日ごろからその音声が何処から聞こえてくるのか、聞こえる範囲等を確認しておきます。消防や警察の車両から放送されている案内は非常に重要ですが、移動していることから聞き取りにくくなっています。身近な方に声かけして何を伝えているのかを聞いておきます。

また避難勧告や避難指示等の呼びかけもされていることがありますので聞き逃さないようにします。

（11）要援護者登録と個人情報

要援護者登録する場合は次のような手段があります。ただし自治体によっては多少異なりますので必ず確認してください。また要援護者登録を済ませたからといっても発災時においてすぐに対応してくれるとは限りませんので、日ごろの自分自身の準備が大切です。

支援する際には視覚障害者が何処にいるのか？がわからないと支援ができません。自治体等は混乱の中すべての方への対応となり、必要な支援であっても専門的ではないために遅くなりがちです。要援護者登録をすると同時に情報開示を、自身も含めて家族で事前に考えておく必要があります。

＊共有方式　要援護者本人から同意を得ない場合であっても、市町村が個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて関係機関で情報共有することができる（平成19年8月10日より）とある。（事務連絡　平成22年9月3日）

＊同意方式　防災関係部局、福祉関係部局等が、要援護者への働きかけにより、情報を収集する。

＊手上げ方式　要援護者登録制度について広報・周知した後、自ら希望した者について情報を収集する。

＊個人情報保護法

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条解釈

目的外利用と第三者提供として次の規定に基づく要援護者の情報の共有については可能とされており、こうした規定に基づく関係機関との要援護者の情報の共有について積極的な取り組みを行うこととある。

１．本人以外のものに保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき

２．実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき

３．保有個人情報を提供することについて、個人情報保護審議会の意見を聞いて特別の理由があると認められるとき　等

＊防災訓練・避難訓練

日常的に自治会や校区において防災訓練や避難訓練が行われています。積極的に参加し、近所の方々とのコミュニケーションを図ります。また障害を持っているから支援してもらうだけでなく、自らが支援者になれる事も見つけられるかも知れません。たとえば消火器の扱い方や、土のうの作り方や積み上げ方、簡易担架の作り方等障害を持っていてもできることを見つけることが自信にもつながります。いずれにしても発災後は、周囲がみな被災者であることを理解しお互いに助け合う気持ちでいることが、社会で生活する上で大切なことです。

２　災害勃発直後

（１）災害発生直前

ａ．地震

「緊急地震速報」とは、最大震度５以上の強い揺れが予測された場合に、震度４以上が予測される地域を広く一般に発表するものです。

通常番組を中断してチャイム音とともに地震が起きた場所と強い揺れが予測される地域を地図と文字と音声で伝えます。

この情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかありません。この短い間に身を守るための行動をとる必要があります。周りの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本です。

例：緊急地震速報です。強い揺れに警戒してください。（繰り返し）
（ある程度時間が経つと・・）
揺れが収まりました。周囲の安全を確認し落ち着いて避難してください。
（各地の震度情報の広報や被害状況の広報も行われます）

ｂ．水害

水害等は事前に注意報・警報等が出される場合が多く、ある程度避難する時間もありますので、情報を得ながら非常持ち出し品を手元において準備しておきます。

警報や注意報は、大雨や強風などの気象現象によって災害が起こる恐れのあるときに「注意報」を､重大な災害が起こる恐れのあるときに「警報」を発令します。

河川が近くにある住民が増水の状況を見に行き被害にあうと言った事が多く聞かれます。注意報が出た場合等絶対に河川に近づかないようにします。また玄関先などに土のうの準備などをしておきます。また居住地域に消防や水防等の自治組織等で広報活動が行われる地域もあり、その情報を近所で共有し避難するタイミングや対応を考えます。

ｃ．火災

火災は災害によって起こる場合を想定しますが、季節的には冬のストーブや食事の準備などの時間帯に火を利用していることから発火し大きな火災へ広がっていきます。なるべく燃えやすい物を近くにおかないことを日ごろから行います。

また隣接している住居では隣との境界や道路面にも燃えやすい物を置かないようにしておきます。いざとなった時に避難路の確保ができ、延焼を一時的でも防ぐことになります。消防車のサイレンや防災無線から流れてきた場合はその位置を理解して反対側へ逃げるルートを考えておきます。

ただ災害の種類によってはむやみに移動することで危険になる場合もありますのでよく情報を取得して次の行動を考えます。動かないでその場にいるということも一つの方法ですが、そのことを周囲に伝えておく必要があります。

（２）災害が発生したら

ａ．自助

① 激しい揺れが続きます。地震によっては長くなることもあります。（１～2分）

(ア)落ち着いて、身の安全を
机等にもぐりつかんで、頭を守ります。

(イ)出入口の確保・窓を開ける

(ウ)ブロック塀や高い建物のそばから離れる

(エ)無理せずに火の始末

(オ)家族や同僚、周囲の人の安全確認をする

② 揺れが収まったら（１～2分後）

(ア)余震や津波、山、崖崩れに注意

繰り返して余震が発生する場合もあるために、倒れかかった冷蔵庫や棚に近づかない、ブロック塀や自動販売機も危険です。海・湖沼・河川等に近い場合では揺れが小さかった場合でも津波警報等を待たずに高台に避難します。

(イ)情報取得
ラジオやテレビで状況を確認します。

(ウ)火災発生
あわてず身近な消火器などで初期消火を協力して行います。

ｂ．共助

① 家族や同僚等の安全確認と周囲の確認

(ア)周囲で火災は発生していないか

(イ)倒壊している建物はあるか

(ウ)地面に亀裂はどうか

(エ)ガスのにおいはないか

(オ)電柱等の倒壊はないか　電線は垂れ下がっているか

(カ)車では逃げない

(キ)建物の近くを通っての避難はしない

(ク)電話やメールの使用はできるだけ避ける

(ケ)災害伝言ダイヤル（p69）でお互いの確認

②Ａ　自宅が被災して避難所等に移動する場合

(ア)未成年がいる場合はその迎えや避難先を連絡

(イ)ガス・電気のもとを遮断
＜自宅のわかりやすい場所に避難先の表示＞

(ウ)ラジオ等で情報を得ながら、白杖や点字器他の入った非常持ち出し袋を持って、徒歩で避難

(エ)肌が露出しない服装で両手が使えるようにし、履き慣れた靴で移動
(オ)頭はヘルメットや防災頭巾で保護し軍手などを着用
(カ)水が出ている場合は白杖・棒やロープでゆっくり移動
(キ)移動中は声かけ合ってみんなで避難
(ク)盲導犬やペットがいる場合は必要な準備をして周囲に危険が無いように移動

②Ｂ　自宅で避難
(ア)住居の状態を把握し電気・ガスはしばらく最低限に
(イ)主な電気・ガス器具はもとから外しておく。匂いなどがしたら即刻使用中止
(ウ)周辺で火災等が起きていないかも確認し､安全を第一に考え避難所への移動も考える。
(エ)自宅で避難していることを周囲に知らせる
(オ)防災放送や案内に注意し、水や食料の支給を得る

③ 地域の消防や警察が消火・救出活動開始（10分～数時間）
(ア)消防団や水防団などの活動が開始されます。
(イ)それぞれが避難していく中、閉じ込められている方やけがをされている方が点在していることからお互いに助け合い避難します。

④ ライフラインの停止（数時間～数日）
(ア)備蓄された食料などで過ごし、支援を待ちます。
(イ)巡回する広報車などに注意します。
(ウ)孤立せずにお互いに声を掛け合い、生活物資等を分け合います。
(エ)避難していた場合は倒壊した家屋などには入らないようにします。
(オ)単独で移動したりしないようにします。

⑤ 避難所生活（数日～数週間、数か月）
(ア)ルールを守り助け合います。また避難支援者として避難所の運営にも積極的に関わります。
(イ)できることできない事を十分理解し合いながら積極的に声を掛け合います。
(ウ)食料や水の配給も助け合います。
(エ)家族との連絡やお互いの情報交換をします。

＊ ライフライン
以下のものを想定しています
（1）交通
（2）電気
（3）上下水道
（4）ガス
（5）通信（固定・携帯電話等）

＜災害伝言ダイヤル（ＮＴＴ）＞

＊ 一般電話や公衆電話、携帯電話

(1) 利用方法

「１７１」をダイヤルし次の音声案内に従い操作します。
こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「１」、再生される方は「２」、暗証番号を利用する録音は「３」、暗証番号を利用する再生は「４」をダイヤルしてください。

(2) 共通操作

① **被災地の方**はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルしてください。
被災地以外の方は連絡を取りたい 被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルしてください。
(ア)電話番号を入力

② **録音する場合**（暗証番号を利用する方は4ケタの番号を決めておく）
（ア）電話番号　●●●－●●●―●●●●の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「１」のあと＃（シャープ）を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直しください。被災地以外の方は連絡を取りたい被災地の方の電話番号を、市外局番からダイヤルしてください。
（イ）伝言をお預かりします。ピッという音の後に30秒以内でお話しください。お話が終わりましたら数字の「９」のあと＃（シャープ）を押してください。伝言登録数が限度を超えた場合や追加登録規制中の場合には「新しい伝言を受け付けられない」旨のガイダンスが流れます。
（ウ）「ピッ」の後に録音します。（ここで電話を切っても録音はされています）
（エ）伝言を繰り返します。訂正されるときは、数字の「８」の後＃（シャープ）を押してください。
（オ）伝言をお預かりしました。

③ **再生の場合**
（ア）電話番号　●●●－●●●―●●●●の伝言をお伝えします。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「１」のあと＃（シャープ）を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直しください。
（イ）新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返す時は 数字の「８」の後＃（シャープ）を、次の伝言にうつるときは数字の「９」のあと＃（シャープ）を押してください。（続けて「８」あるいは「９」の操作をします）
（伝言がすべて終わった場合）
伝言を追加して録音されるときは数字の「３」の後＃（シャープ）を押してください。ピッ （録音の仕方は上記録音の場合と同じ）

3　外出時の被災、帰宅困難

基本的に「２」（p66）を参考にして対応しますが、特徴的な場所については次のようなものがあります。

＊道路

多くの建物や街路樹等が倒壊する場合があります。歩道上に飛び出して倒れる、電柱が折れて電線が垂れ下がってくる等の危険が発生します。移動する際は必ず複数の人数で助け合いながら移動します。足もとばかりでなくガラス窓の破片や瓦などの落下を考え頭をバッグなどで守りながら建物から離れて移動します。避難する車や緊急車両の通過に注意します。

＊橋の上

揺れが収まるまで欄干や縁につかまります。収まったら速やかに橋の上から移動します。決して橋の上から飛び降りたりしないようにします。

＊山の中

登山やハイキング最中に揺れを感じたら樹木などにつかまり収まるまで待ちます。すぐに移動せず周囲を確認します。落石や土石流が揺れの直後に起こる可能性があります。

また河川の近くであれば決して下流域に逃げず、横に移動します。大きな石の近く等には近づかないようにします。

＊車両に乗車している場合

スピードを落とし交差点を避け道路の左側に止めます。その際駐車場や空き地があればそこに入れます。高速道路では地震が発生すると安全が確認されるまで原則として被災地域は通行禁止になります。道路中央部分を開けスピードを落として直ちに停車します。

近くにパーキングエリアがあればそこへ移動して止めます。

いずれも窓を閉め、エンジンを切り、キーはつけたままでドアはロックせずに車検証を持って離れます。あるいはラジオなどで情報を取得します。高速道路では停車位置で待機となります。また高速道路沿いには２～３㎞、高架道路で１㎞、トンネルは 400m 毎に非常口が設置してあります。「非常用施設案内表示板」に従って避難します。火災が発生している場合は非常電話か押しボタン式通報機で管理センターへ通報します。可能であれば消火器などで初期消火に当たります。危険と感じたらすぐに避難します。

＊一般的な建物の構造の防災設備

多くの建物は非常照明灯がありますので、停電になってもあわてないで非常口や階段に向かいます。煙などを感じた場合はハンカチなどを口元にあて低い姿勢でどちらかの壁を手で伝いながら移動します。その際必ず触れている手を変えないようにします。（右手で触れていたら最後まで右手で触れていること）

防火戸は主に鉄製やアルミ製の扉（一部木製+ガラス窓有）です。「押す」あるいは「引く」事で開閉できます。またその一部にドア状の大きさの出入り口がありますので押すか引くことでこのドアも開閉できます。足もとに段差がありますのでドアはまたいで通り抜けます。

防火シャッターは平成17年（2005年）12月1日より建築基準法施行令第112条の一部改正で危害防止機構の設置が義務付けられました。シャッター下部に人等が接触した場合、一時的に停止するようになっており、あわてずに避難することです。また落ちてくる速度には上限が定められています。（ただしすべてではないことに留意してください）

また会社や事務所などでは様々なＯＡ機器（ファックスやパソコン）、書類棚等の転倒や横滑りを想定してください。

＊鉄道など公共交通機関

橋脚が倒壊して落橋する、脱線・横転事故等の事から不通になる場合があるので駅アナウンスを聞き迂回路や帰宅ルートを知る必要があります。避難した多くの人の群れなどで出入口が混雑し移動が困難になります。押しあわないことが大切です。特に階段では重大な事故につながります。

電車・バスに乗っているときに地震等の災害に遭遇したら次のように対応します。

（ア）窓際から離れ、手すりや吊り皮につかまります。

（イ）姿勢を低くして、バッグなどを頭と首筋にあて、網棚からの落下物や急停車に備えます。

（ウ）原則として係員の指示に従います。

（エ）万が一火災が発生した時は、車両ごとに設置してある消火器で初期消火に当たります。それでも煙が充満してきた場合は、直ちに係員に知らせ、非常用手動扉開閉器を操作して外に脱出します。

ただし火災が発生していないのに、あわてて非常用手動扉開閉器を操作して外に飛び出すのは危険です。電車・バスと線路・道路との段差はかなり高いので怪我をする恐れがあります。

また 反対車線の列車や車が暴走してくる可能性もあります。地下鉄などは 運転席や車掌席の近くに非常用脱出タラップがついていますので、いつも乗る電車であらかじめ確認しておきます。

＊エレベーター・エスカレーター

すべての階のボタンを押し、停止した階ですぐに降ります。その際にエレベーターと床の「ずれ」が起きている場合もあるため、あわてて飛びださないようにします。万が一ドアが開かなかった場合は、あわてず非常呼び出しボタンを返答があるまで押し続けます。つながらない場合は落ち着いて笛やライトを利用して周囲に知らせます。また携帯電話は多くで使用できるようになっていますのでエレベーターの操作板に書いてある電話番号にかけてエレベーター番号を伝えます。最近のエレベーターは非常用ライトなどが装備されていたり、ドアが透明になっていたりしています。

エスカレーターは自動停止します。急な停止ではなく緩やかに停止しますので、あわてないで上あるいは下に移動します。その際余震などのことも考えてベルトは掴みます。

＊地下街

地下は地上に比べて揺れは小さいと思われます。壁や太い柱に寄りかかり頭をカバンなどで保護します。揺れが収まったら係員・管理者に従って避難します。停電になっても非常灯や音声（声）での案内を落ち着いて聞き、避難します。

また外に通じる階段は基準で６０メートルごとに設置されています。地上では周囲を確認してから外に出ます。

＊デパートやスーパー

多くの商品が陳列棚から落ちてきたりとんできたりするのでできる限り離れ、壁や太い柱に寄りかかり頭をカバンなどで保護します。揺れが収まったら係員・管理者に従って避難します。その際に指定の共有スペースや駐車場等へ誘導されますが、あわてず周囲と協力して移動します。

＊ホール・劇場・映画館

出入り口や足元などに段差があったり、狭かったりと構造上に歩きにくい場合がありますので絶対に押しあわずに移動します。

帰宅困難者とは概ね20キロ以上の場合を言います。最近は徒歩帰宅が予測される幹線道路において「帰宅支援ステーション」が指定され整備されはじめています。おもに集配普通郵便局などがそれに当たります。また自治体は幹線道路沿いの公共施設を帰宅支援ステーションとして指定している場合もあります。さらにガソリンスタンドやファーストフード店なども帰宅支援サブステーションとして可能な限り営業を継続し支援しています。

（参考）
自宅までの帰宅距離が10キロ以内の人は全員の徒歩帰宅がある程度可能
自宅までの帰宅距離が10キロ以上20キロの人は、帰宅距離が1キロ増えるごとに10%ずつ帰宅可能者が逓減
自宅までの帰宅距離が20キロ以上の人は、全員翌朝までの徒歩帰宅が困難

4　避難所での必要な支援を受けるには

避難所では発災直後から多くの人が集まってきます。余震や津波が落ち着くまでは混乱が予想されます。東日本大震災においても肩を寄せ合って固まって夜を明かしたということもよく聞かれました。その中で個別の支援は困難です。また視覚障害という理解も、まだまだ身近な人だけにしか理解されません。72時間を目安に自分を助けなければなりません。

一旦災害が収まれば、避難所運営管理者などが指示等を始めますので、そこで初めてしっかりと声をあげて必要な支援を受けられるように伝えておきます。

家族や日ごろ交流のある近所の方が一緒であればまだ安心ですが、見知らぬ方同士だとなかなか理解できません。そこで次の項目を参考にします。

① 管理者に視覚障害であることを伝えます。その際に要援護者登録の有無を伝えます。

② 支援してもらいたいことを伝えます。

(ア)配給があっても取りに行けないこと

(イ)トイレなどに困ること

(ウ)安否情報等、紙に書いてある文字が利用できないこと　など

③ 自分ができることを伝えます。

(ア)ルーペなどがあれば文字を読み書きできる

(イ)白杖を持って歩くので誘導してほしい　等

④ 避難所でのスペースとして次の点に留意してもらえると過ごしやすい。

(ア)広い場所より狭い場所

(イ)トイレなどに近い場所

(ウ)移動に階段などが無い場所

(エ)配給などが受け取りに行きやすい場所

(オ)盲導犬などがいる場合に外にすぐ出られる場所

(カ)専門窓口に行きやすい場所

避難所では**「要援護者班」**（仮称）などが避難支援者の協力のもと組織されていることもあります。相談対応や、確実な情報伝達と支援物資の提供などを行います。ただしけが人などの状況や要援護者の多様化の中で優先する支援がありますので待つ事があります。

「要援護者班」とは主に医療関係者や教諭、保健師や看護師、理学療法士、介護福祉士、社会福祉士、ヘルパーなどや自治体関係者、自主防災組織、福祉関係者、避難支援者等で構成されています。事前に主な避難所での担当がありますが、発災当初は機能しない、在籍しない場合もありますのでお互い助け合うことが必要です。

また要援護者用のスペースも用意されていることもあります。いずれにしても避難所においては高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応することになっていますので必ず指示に従いましょう。

その中で現場の避難所で対応できないニーズに対応して、福祉避難所への移動や対応できる人材の派遣などが行われます。ただし福祉避難所を指定していない自治体もありますので、調べておく必要と、そうした施設を増やしていく事が大切です。

＊福祉避難所

福祉避難所は、要援護者のために 特別の配慮がなされた避難所のことですが、必ずしも 視覚障害者にとって利用しやすいとは限りません。ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープや 情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗機材などが最低限用意されている施設であることを知っておく必要があります。また 受け入れ人数等も通常の避難施設より少ない場合が多く、待機する場合もあります。

主な施設には老人福祉センターや特別支援学校、公的な宿泊施設や民間の旅館・ホテル等があります。通常の避難所で学校であれば、保健室などがそれに当たり、「福祉避難室」などと表示されることもあります。

＊福祉サービス

生活場所がある程度落ち着いてきたら、次は発災前まで利用していた福祉サービスなどの最低限の継続を支援していきます。当初は、利用している事業所などが、利用者に対する安否確認情報等を最優先にして、サービスの提供は生命に危険が及ぶごく限られた方だけに行われますが、落ち着き始めることにより徐々にサービス提供が計画されはじめます。また要援護者班のメンバーだけでなく、多くの避難支援者やボランティアの活動が活発になり徐々に支援の幅が広がってきます。

さらに近郊の視覚障害者関連施設の職員やボランティアが避難所を巡回し始めることで、より密度の濃いニーズに合った支援を受けることができます。

ただし、いずれの支援も、受けるためには、避難した際に視覚障害であることや、必要な支援の説明をしなければ理解されないことで受けられないことがありますので、必ず個人情報の開示も含めて意思を伝えておきます。

支援の継続を希望する場合は、一度受けた時に次の希望などを伝えておくか連絡が取れるようにしておきます。

5　自宅・仮設住宅などで支援を受けるには

発災当初は避難所において支援を受け、その後自宅等へ戻られる場合や、当初から被害が少なく自宅で避難されている方、一旦は避難所に行ったけれども生活しにくくて自宅に戻ってしまった方など様々な生活があります。

そこで、ここでは一番の課題である、自宅避難について説明します。

＊「ここにいます」の意思表示と連絡を

避難所は多くの支援物資や支援ボランティアが入りますが、自宅の場合はなかなか支援が行き届かないのが現実です。親戚・知人などは自宅で避難されていることを知っていても、お互いが被災されているために支援が遅くなる場合もあります。また支援ボランティアは個人宅には訪問しづらい事から、第一に行うことは自宅避難していることの表示やアピールです。知人などに自宅避難を伝えておく、自宅の前に「自宅避難中」や「ここにいます」等の表示をして初めて周囲に知ってもらうことができます。

自治体に連絡をしても即時性のある支援は望めませんので、日ごろ持ち出し品などに**表示**をつくって保管しておきます。また自衛隊や警察等の組織が生存者の発見や遺体の収容で巡回していたら、声をあげて支援の必要な事を伝えます。

その後、給水車や食料配給車の巡回する時間等が防災無線などで案内されたり、巡回車のスピーカーから放送されたりと避難者がいつでも聞ける状態でなければ、その支援内容を把握し行動するには困難が予想されます。必ず周囲の自宅避難されている方々にお知らせをして協力を依頼します。

取りに行けない状態以外は、その際配給場所・巡回場所まで一緒に行くなどします。すべてを依頼するのではなくできることはするという姿勢でお互いが協力します。

その後のライフラインの復旧具合もラジオなどで情報を取得し、漏電火災やガス漏れなどのチェックをしておきます。これも一人では困難ですので、専門業者や電力・ガス会社に依頼します。できればブレーカーやマイコンメーター（p60）の操作を覚えておきます。

また生活上にかかわりのある福祉サービス事業者や介護サービス事業者等に連絡を取り、自宅避難であることや現在の状況を伝えることで次の支援がしやすくなります。自宅から親戚宅や友人宅などの個人宅への一時転居等も、その後の支援が必要であれば必ず報告しておきます。

＊最も重要なトイレの対策

一番困っていることの一つとしてトイレの問題があります。自宅で庭などがあれば穴を掘って用をたす等ができますが、集合住宅などではできません。そうした場合は、お互いに協力し合い公園などにトイレをつくったりしています。このような場合は、移動を含めて、できれば同性の方に支援を依頼しておきます。

むやみに我慢するなどすれば膀胱炎や肺塞栓症等の危険性が出てきます。

水がある場合と無い場合でもトイレの利用が違ってきます。視覚障害者は周囲の状況がわからず、汚物などに触れてしまったりして不快な思いをしてしまいます。そこでお互いにトイレは清潔を保つ事ですが、何十人も何百人もいる避難所ではそうはいきませんが、次の点を参考にしましょう。

なお、必要な支援物資としておむつ（大人・子ども）･おしりふき・生理用品・サニタリーボックス・手指消毒液・消臭剤・トイレットペーパー・使い捨て手袋・清掃用具一式等があります。

① 我慢しない

② 水分と食事をしっかり取る

③ 視覚障害者とは、基本的に同性の支援者が付き添う

④ 優先順位を守り、必要な方から順序良く

⑤ トイレ掃除を徹底し、清潔で安心できるトイレをつくる

⑥ 災害用・仮設トイレ

災害用トイレ・簡易トイレが調達できたら通常のトイレと同じように利用しますが、清掃や汲み取りの問題などを当番を決めるなど検討します。使用したトイレットペーパーは別の袋に入れて保管する、便槽がいっぱいになったら棒などで平らにするとさらに使用することができるなどのこともあります。

⑦ トイレの使用方法

トイレ内で使用する履物は別にする。手指消毒等 手洗いを考えます。

（ア）水が出る場合（タンク式の場合は最初だけ流れます）

排水管やマンホールからあふれ出していないかを確認します。

(イ)水が出ない場合

洋式便器にビニール袋等を設置してテープなどで固定し、もう一枚袋をいれ、その中に新聞紙やぼろ布等を敷いて排泄後、内側の袋だけを取り出ししっかりと封をして容器などに保管します。

(ウ)水が出ない場合（近くにプールや防火用水などがある場合）

排泄後 バケツ等で 水を流します。使用済みトイレットペーパー等は 別の袋に入れ保管します。

＊仮設住宅の情報を得る

避難所から仮設住宅への転居が要援護者を含め優先順位に沿ってはじまります。基本的に応急仮設住宅の入居期間は2年3カ月で後は1年ごとの更新になります。また公営住宅に関しては半年から2年間となります。地域によっては民間の賃貸住宅が県の借り上げによって仮設住宅となります。家賃は無料ですが、食費や光熱費は自己負担となります。

避難所である集合の場所から個人の場所へ移動する事はホッとする半面、知らない場所への転居はその後の生活に不安や不便をもたらします。また避難所での生活は様々な配給が行われますが、仮設住宅になると受けられない場合もあって、せっかく抽選に当たっても引っ越しを躊躇された方もありました。

知っている場所に仮設住宅が建設されることはほとんどなく、知っているご近所さんも一緒ではありません。新たな住民と新しいご近所をつくっていかなければなりません。阪神淡路大震災後、仮設住宅における孤独死等が報道されましたが、必ずご近所に声かけしお互いに協力し合い生活していくことが大切です。
もちろん自治体や以前の自治会などへも仮設住宅に生活している事を伝えておくと連絡をもらえたりします。

日常の買い物をする為の移動手段にも変化します。一刻も早い福祉や介護のサービスがのぞまれますが、それまでは新しいご近所に支援を依頼することになります。

6　短期支援と長期支援

支援が必要である場合、どこまでが必要なのかを事前にまとめておきます。

（1）発災～一か月以内

＊視覚障害者を把握するために

発災後一カ月は、関係先からの名簿をもとに安否確認を中心として支援が開始します。優先される支援では、限られた名簿の中で登録された住所地へ向かい状況を確認します。そこで面談できれば現在の必要な支援を聞き取ります。

一次支援では、想定される物資をある程度は持参し手渡すことができますが、あくまでも仮の物資支援であり、その場にあった支援が難しい場合もあります。今回も、水や食料といった支援から、白杖や移動、ルーペ等の物資と様々でした。

自治体が行っている要援護者登録者名簿での活動ではなく、視覚障害者協会や盲学校卒業者、業界団体名簿を基に活動していくため、そのどれにも登録・加盟されていない場合は事前に登録しておくことをお勧めします。

また日ごろ利用している福祉サービス（家事援助・同行援護等）の事業所では、支援者となっているヘルパーも被災していることもあり、すぐの支援は期待できません。また、二次災害を防ぐためにヘルパーの自宅待機などの命令が出たりして身動きが取れないことも想定しておきます。

避難所・自宅避難等様々な居住情報を把握してはじめて様々なサービスや支援が継続可能につながります。

しかし、避難場所の移動や避難所から自宅へ帰宅等様々な急激な変化で、居場所が支援者にわからなくなることもありますので、必ず元いた場所には、移動先の報告をしておきます。そうすれば支援ボランティア等は居場所をどんどん新しく書き換えることができます。

もちろん自立した生活ができる、家族と合流できたからもう大丈夫､という事も出てきますが、そのことも含めて伝えていくことが、別な方への支援へ移行できます。

また今回の福島県のように原発による災害の場合、被災地から遠く離れた地域へ移動する方もいますが、そのことも元いた避難所等に伝えておきます。

東日本大震災では、要援護者本人の自宅は被災し不明、周辺避難所への訪問も不明であり、かつ、避難者名簿、行方不明者名簿や死亡者名簿にも記載がない場合がありました。

ご遺体が安置されている場所は無数にありますので、一か所ずつ訪問しようも、視覚障害当事者ご本人の顔を知らない支援者では全く手がかりがつかめず、その後の支援は、自治体・社会福祉協議会に報告するしかできない場合もありました。

＊被災した視覚障害者が知りたい家族の安否

支援ができるけれども困難さが伴うこととして、視覚障害当事者本人の御家族や親戚知人の安否確認です。家族や親戚等の状況を知りたいのは当たり前です。そのために必要な情報として持ち出し品に写真等を入れておくことで支援に可能性が出てきます。

しかしすべてを支援ボランティアができることでもありませんが、自治会や親戚知人に伝えることは可能です。こうしたことを防ぐために、お互いに災害伝言ダイヤルの利用や、日ごろから連絡の仕方を決めておくことが大切です。

＊必要な物資を得る

避難所、あるいは自宅での当面の生活ができる状態から、以前の生活水準へ戻すことで災害は収束していきます。必要な物資や希望を出していくことが大切です。

希望の多い支援には次のようなものがあります。

(ア)食料と水
(イ)白杖・点字器・ルーペ・眼鏡などの補装具や日常生活用具
(ウ)目薬や薬
(エ)自宅の片づけと探し物
(オ)各種申請手続き

＊補装具とは

「障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの」（障害者自立支援法 第5条 第19項）で、次に該当するもの

（1）障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること

（2）障害者等の身体に装着（装用）することにより、その日常生活において又は就学・就労のために、同一製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること

（3）医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること

視覚障害においては　義眼・眼鏡・盲人安全杖があります。

＊日常生活用具とは

次の3項目をすべて満たすもの

（1）障害者等が安全かつ容易に使用できるもので､実用性が認められるもの

（2）障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの

（3）用具の製作、改良、又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

視覚障害においては、

電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、盲人用体温計､盲人用体重計、盲人用時計、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、

視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読み上げ装置、

視覚障害者用拡大読書機

などがあり、自治体によって機器の追加もあります。

（2）1カ月～数か月

ある程度避難所、自宅避難での生活が落ち着きを取り戻してきます。もちろん人によってはまだまだ不十分ということもありますので、その時の本人のニーズを聞き取ります。ライフラインと自治体の機能も回復傾向でさらに警察や消防といった地域防災の要も復旧していきます。

ただ当初はあわただしい流れの中で生活を落ち着かせるための支援から今後生活していく支援に変化していきます。その場合は自治体に問合せ専門的な支援を受けていきます。

（3）特に避難期間で注意したいこと

（ア）避難期間中

体を動かすことが少なくなります。これは「生活不活発病」と呼ばれ動けなくなってしまう恐れがあります。そこで時間をつくり体を動かしましょう。足踏みやストレッチ等行い体を伸ばします。また原発近隣の方はおかしいなと思ったらすぐに受診しましょう。

(イ)孤立・孤独

慣れない仮設住宅で今後の生活や仕事、家族のことを思うと不安や心配で眠れないような場合は近所の方と話したり、集まりに出かけてコミュニケーションを図りましょう。必要ならば無理をせず早めに医療機関や専門家に相談しましょう。

(ウ)冬の結露とカビ

室内と外の温度差で湿度が高くなり結露が起こりやすくなります。結露の水気がカビを引き寄せます。窓にフィルムを張る、エアーキャップを窓に張る等して工夫しましょう。

(エ)体調に注意しましょう

冬場は寒く、体を温めるために急に熱い湯船に入る、暖かい部屋から寒いトイレ等、急な体温変化がおこるときに心筋梗塞や意識障害を起こす「ヒートショック」があります。脱衣場を温める、マットをひく、心臓から離れた所からかけ湯する等して防ぎましょう。

(オ)火の取り扱い

暖房器具などで起こる一酸化炭素中毒などが起こりやすく、知らぬ間に意識を失うこともあります。時間を決めて換気を行いましょう。また室内の洗濯物などが燃えないように位置をずらしましょう。

(カ)熱中症

室内でも多く発生します。水分・塩分の補給をしましょう。
風通しの良い服や無理をせずエアコンや扇風機などで対応しましょう。控え過ぎは危険です。「高温注意情報」は最高気温が35度以上になることが予想される場合に発令します。情報を聞き洩らさないようにしましょう。

(キ)食中毒

Ｏ－１５７などは５月～９月にかけて多く発生します。買い物したら賞味・消費期限を確認しておきましょう。また手洗いや食器類はこまめに洗いましょう。

(ク)害虫・害獣

ハエやネズミ等は生ごみや排水溝の汚れなどから発生し、感染症などを引き起こします。こまめに清掃などを行いましょう。

(ケ)ボランティアや相談員に気軽に声をかけてください。

ちょっとした困り事でも頼み事でも解決できる窓口を利用しましょう。

(コ)引っ越しや新しい住宅も相談してみましょう

(サ)仕事のこと

治療院等の整備補助や復旧の融資などを行っています。今後の生活基盤としても相談してみましょう。

(シ)職業訓練

盲学校や職業訓練施設において今後の生活基盤の基礎を学ぶことができます。

(ス)子育て

自分のことだけでなく子どもの事も心配です。保育所や授業料などについても窓口があります。

大切なことは一人で悩まず、誰かと話し、孤独ではないことを知りましょう。お住まいの自治体や専用番号等に気軽に電話してみましょう。

＜防災関連資料＞

＊ 防災関連資料

「災害時の視覚障害者 支 援 者 マニュアル」（平成24年３月）社会福祉法人日本盲人福祉委員会

「災害時の視覚障害者支援体制マニュアル」（平成24年３月）社会福祉法人日本盲人福祉委員会

「視覚障害者のための防災･避難マニュアル」（平成24年３月）社会福祉法人日本盲人会連合

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年３月）
災害時要援護者の避難対策に関する検討会

「生活支援ハンドブック」（平成23年６月） 政府広報

「みんなで知っ得[助かる][助ける]視覚障害者のための防災対策マニュアル」
（2010年9月）社会福祉法人 日本盲人社会福祉施設協議会　情報サービス部会

「東海地震に備えて」（平成17年３月） 静岡県ボランティア協会

「防災士教本」（平成17年４月） 日本防災士機構

「高齢者・障害者の防災支援」（平成13年3月） 岐阜県

「防災安心読本」（平成20年） 岐阜市

＊関連サイト

防災対策ガイド
http://bousai.apk7.com/

日本ガス協会
http://www.gas.or.jp/default.html

日本防炎協会
http://www.jfra.or.jp/index2.html

日本トイレ協会
http://www.toilet.or.jp/

連絡先・非常持ち出しチェック表

＜この表の中から、必要なものを選んでください。＞

団体名	連絡先
視覚障害者団体連絡先	
居住地福祉サービス事業所連絡先	
自治体連絡先	
警察連絡先	
消防連絡先	
かかりつけ医	
自治会・班名（　　）	

「証明書類」現金など	数量	確認	参考
緊急個人カード（p86）	1		自治体で発行している場合があります。
保険証	1		コピーなど
身体障害者手帳 知的障害者(療育)手帳 精神保健福祉手帳	1		同上
写真： 家族・本人・ペット	数 枚		安否やその他の支援の手がかりになります。
通帳のコピー			金融機関で必要になります。
多少の現金			小銭も用意

「命に関わる物」など	数量	確認	参考
持病の薬			
白杖			携帯型
点字器などの筆記具 フェルトペン			メモ書きができる程度 （3行～6行書き用） 用紙も４，５枚用意しておきます
強力ライト			弱視者用
拡大ルーペ等			携帯ルーペ 電気式の携帯型拡大読書機
携帯ラジオ			絶対必要な情報発信　ＡＭ・ＦＭ両方入るものを
携帯電話			携帯電話は常に携帯しておきます。
電池（単1, 2, 3, 4等）			予備の電池も（充電式電池も）
充電器	1		電気が復旧した場合に重宝

盲導犬（介助犬・聴導犬）の食料と水ほか			ペットボトル・ボウル・ドライシャンプー・クリーンシート・トイレシート・消臭剤・エチケット袋（うんち処理袋）・緊急首輪・各種おやつ
ホイッスル・笛・防犯ブザー			閉じ込められた場合等に使用
耳栓			騒音や避難所で

「ないと困るもの」			
医薬品			日ごろの薬はもちろん風邪薬や包帯やガーゼ一式
ライト ろうそく			大きい物もよいが小さくて明るいものでできれば防滴・防水型
ライターやマッチ			
下着・着替え			薄手のものを重ね着できるように
生理用品等衛生品			多少大目に　怪我の止血やトイレの吸着等いろいろ使えます。
手袋			できるだけ薄手でゴム付きもあると便利
ウエットティッシュ トイレットペーパー			トイレや体をふく程度の大きめのシートを準備
タオル・布切れ			緊急の包帯にもなります。
防災ヘルメット・ずきん			頭巾は座布団代わりにも使えます。ヘルメットは水を汲むのにも利用できます。
ゴーグル			煙やほこり対策
靴			車のトランクや勝手口・枕元に
毛布・タオルケット・アルミシート・新聞紙など			保温
ビニール袋や 小分けできる袋			黒いタイプや透明タイプ 服にもなったり保管したり いろいろ利用できます。
カイロ			冬場は温めや食品の加温や保温等
ロープ等ひも			

「ないと困る」「便利」			
飲料水	6ℓ		一人1日3ℓ
食料			保存が効く缶詰やあったかくなる食料や保存できるもの非常食ばかりでなくチョコレートなどや果物などの缶詰も
箸、フォーク・皿・ラップ			プラスチック状のもの
ナイフなど			刃渡りが5センチ未満のもので各種ツールが付随するもの等
寝袋			
ペット用の食料と水			必要な量だけ
カセットコンロ・ボンベ			あったかい食べ物やお湯をつくります。
養生用テープなど			
石灰			トイレの臭い消しや消毒
自転車			移動には最適
台車			荷物を運ぶ
バールやのこぎり			脱出口の確保や救出

緊急個人カード

自治体で独自に作成している場合が多いがその情報は次のようなものがある

＊自治会名・民生委員（氏名･電話･Fax･メール･携帯電話）・
＊要援護者本人（氏名･性別･生年月日･住所･電話･Fax･メール･携帯電話）
＊緊急時連絡先（氏名･続柄･住所･電話･Fax･メール･携帯電話）
＊家族、世帯状況・同居状況・居住建物（普段いる部屋・寝室の位置等）
＊本人の障害等状況・疾病等の状況・緊急時避難電話等の有無
＊福祉、介護事業所名・避難支援者（氏名･住所･電話･Fax･メール･携帯電話）・最寄りの避難所名

厚生労働省委託
（平成23年度手話通訳者等派遣支援事業）
「災害時の視覚障害者 支援者/支援体制マニュアル」
視覚障害者の理解及び災害に関する知識のための 参考資料

平成２４年（2012年）３月 発行

社会福祉法人 日本盲人福祉委員会
東日本大震災視覚障害者支援対策本部
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田２－１８－２
電話：03-5291-7885 Ｆax：03-5291-7886
ｅメール：e-mail:welblind@nifty.com

ホームページ：http://homepage2.nifty.com/welblind/

2012.11.20